

7 スポーツの普及振興

スポーツの普及振興を図るため、鳥取県将来ビジョンに掲げた「未来への挑戦～持続可能な発展をめざして～」や「すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県」などのスローガンを踏まえ、さまざまな年代の人々が年齢や性別、障がいなどを問わずスポーツ活動に参画できる環境づくりに取組んでいきます。

(1) スポーツの普及振興の考え方

スポーツの普及振興においては、スポーツ基本法の理念に則り「スポーツは、世界共通の人類文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利である」を実施するため、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれとでも気軽にスポーツに親しみ、楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

① スポーツ教室の実施

ライフステージに応じた運動スポーツ活動を推進するために、子どもから大人、障がいの有無に関係なく参加できる教室を職員の専門性を生かして取り組みます。

② 全国大会等の誘致

県民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境整備のため、「みる人」に着目し、関係団体と B リーグや W リーグ等を観戦する機会の誘致に取り組みます。

③ 誰もが取り組みやすいスポーツ機会の充実

障がい者や高齢者が気軽に楽しめるようスポーツの機会を提供するため、誰もが参加できるスポーツイベント、各種大会や講習会の開催の支援活動の一環として職員を派遣します。

④ トップアスリートの招へい

参加者自らがトップアスリートを目指す「きっかけ」つくりのため、関係団体と連携し著名なトップアスリートと交流するイベント開催や合宿地誘致に取り組みます。

⑤ 競技団体が行う強化合宿等支援

競技団体や県内外から合宿に来る学生等の活動を支援します。

⑥ 出張指導

地域のスポーツの普及・振興のため指導員を学校や公民館などに派遣し出張指導します。

⑦ 鳥取県や関係団体との連携

県のスポーツ推進計画はもとより、その他の各種関連計画を理解し積極的に協力します。

⑧ 地域や親子の交流促進

県民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境整備

- ① 誰もが気軽に参加し、楽しく交流できる事業の実施
- ② 親子で参加しやすいイベントの実施
- ③ 「支える（育てる）人」に着目し指導者やスポーツボランティアの活用

(2) スポーツの普及振興に係る事業

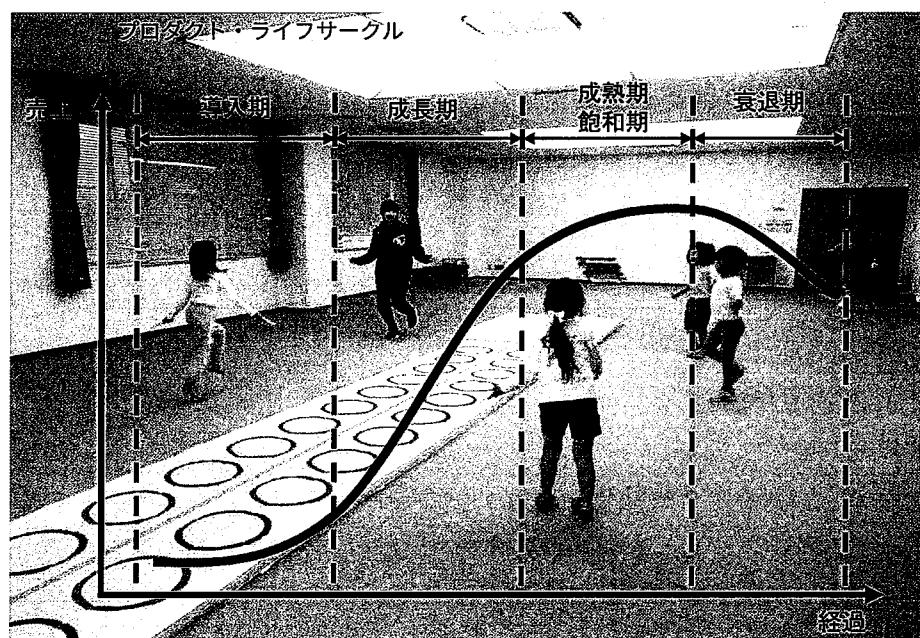
① 職員の専門性を活かしたスポーツ教室を実施します

- ・ライフステージに応じたスポーツプログラムを日本スポーツ協会公認スポーツ指導員などの資格を持った職員により開催します。
- ・多様なニーズに応えるため、定期的な利用者アンケート調査に基づいた教室を実施します。

ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の提供	● 幼児期における運動・スポーツの基礎つくりのための運動・スポーツ教室を開催
	● 児童生徒における運動・スポーツの基礎つくりのための運動・スポーツ教室を開催
	● 成年期からの運動・スポーツ活動の充実のための運動・スポーツ教室を開催
	● 障がいのある子どもに対する運動機会の提供のための運動教室を開催



さらに、プロダクト・サイクルにより、教室やイベントの進捗状況を把握することで、「導入期」、「成長期」、「成熟期」、「衰退期」の4つに分類し、年齢や運動強度等を考慮しながら、それぞれの段階における効果的な対応を行います。



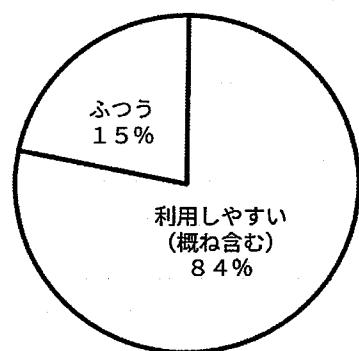
令和4年度「教室参加者」アンケート結果の一部(再掲)

・感想

- ・初歩から教えてもらえるので良い。
- ・基本からの指導をしていただき感謝しています。練習と試合がとっても楽しいです。
- ・逆上がりができるようになりました。ありがとうございます。
- ・もっともっと上達したいのですが体が指導通りなかなか動きませんが日々努力しますので今の指導をずっとずっと続けてください。

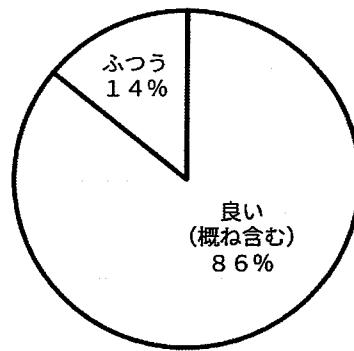
多くの参加者から利用しやすいという声をいただいています。

利用の感想



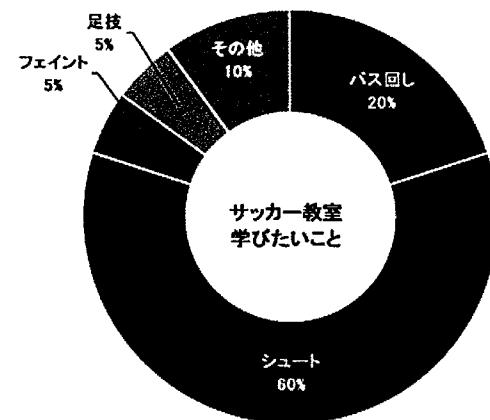
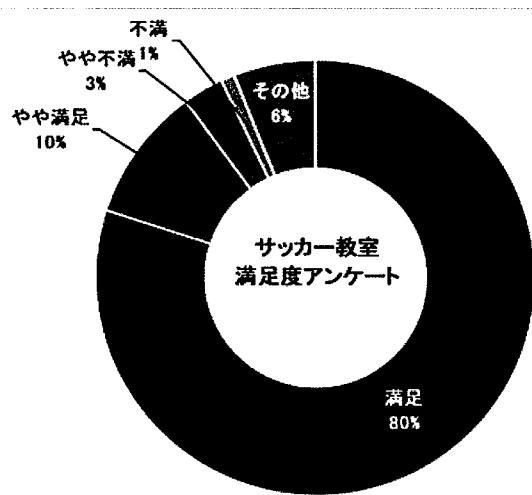
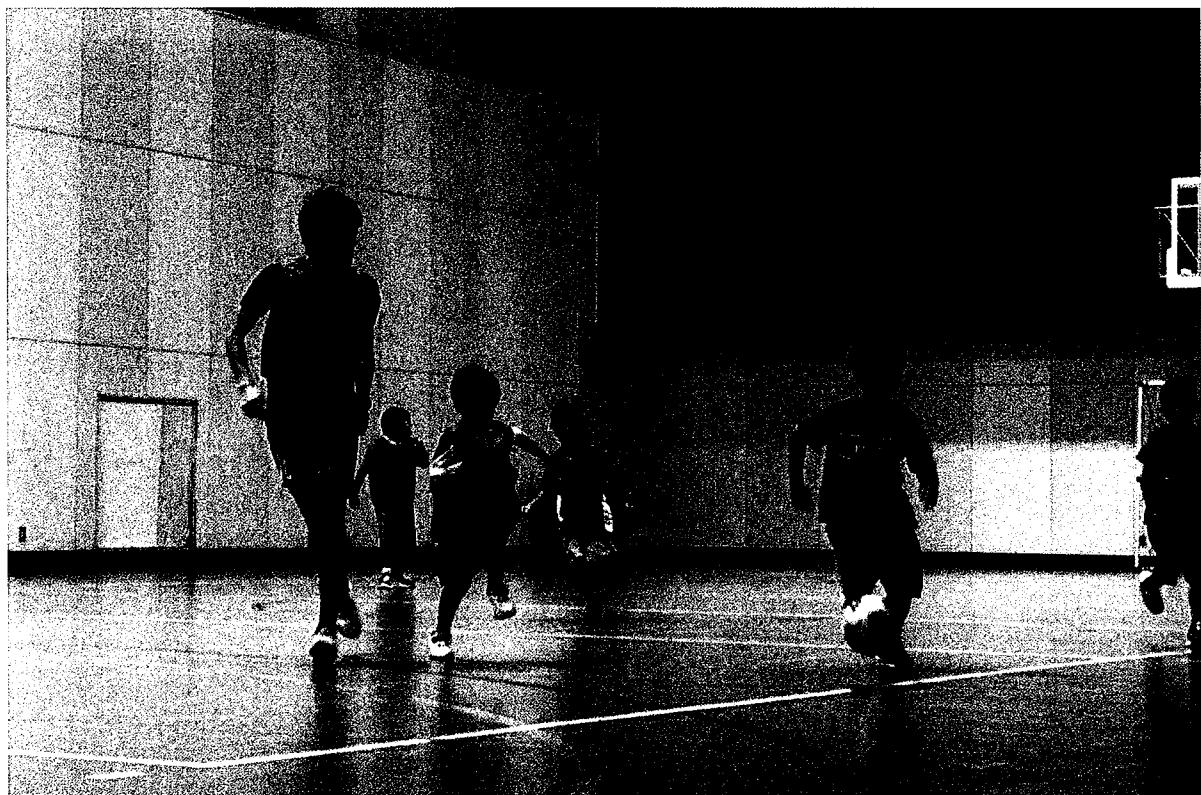
※少し利用しにくい、利用しにくいとも0%

職員の応接

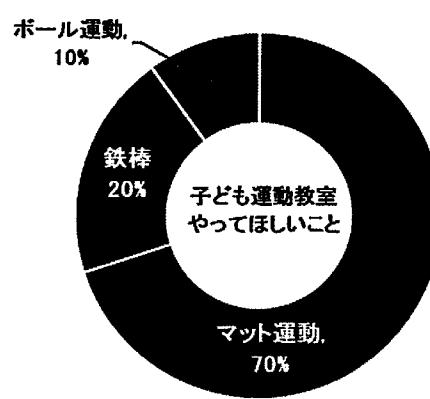
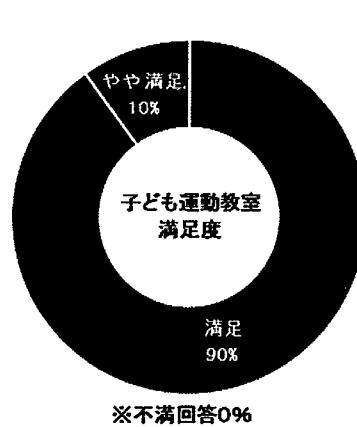


※少し悪い、悪いとも0%

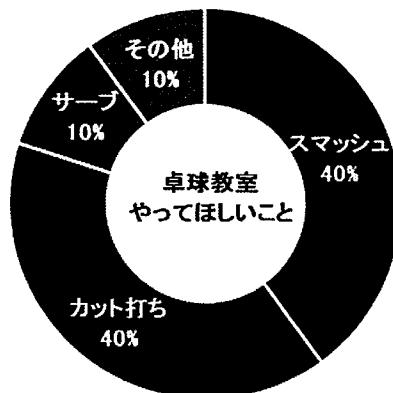
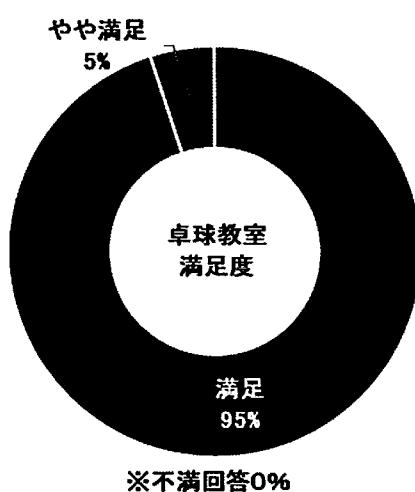
サッカー教室



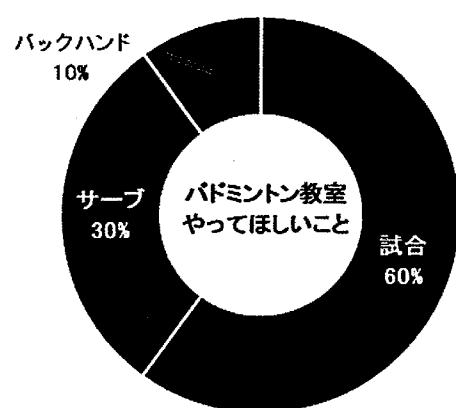
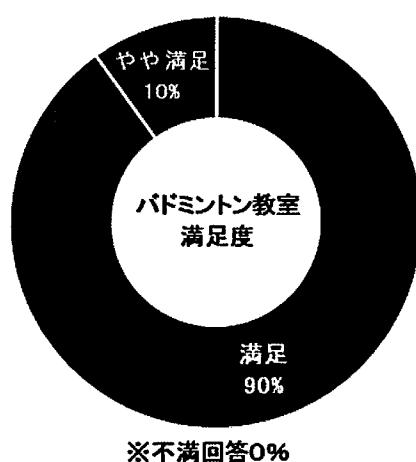
子ども運動教室

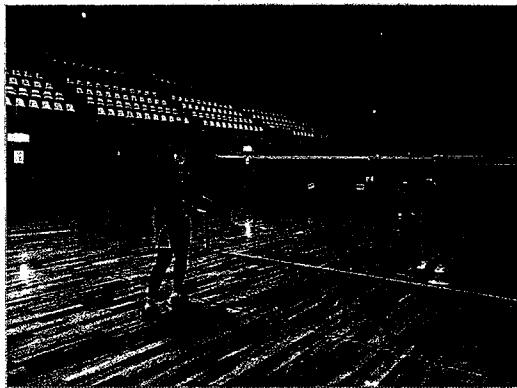


バドミントン教室

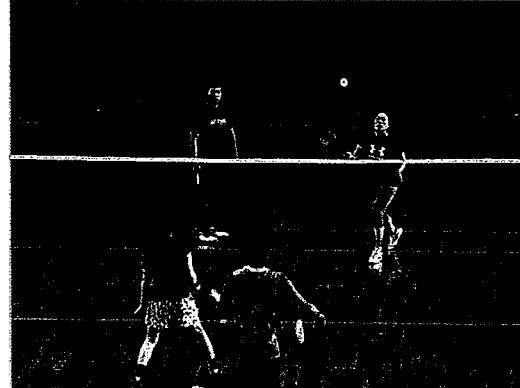


卓球教室



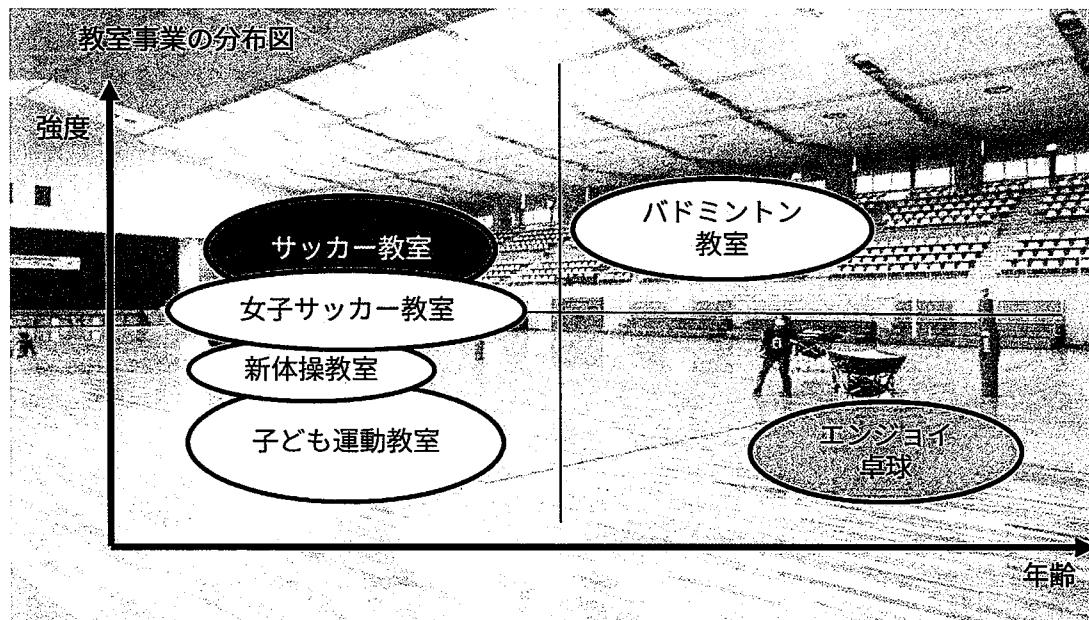


初歩から丁寧な指導



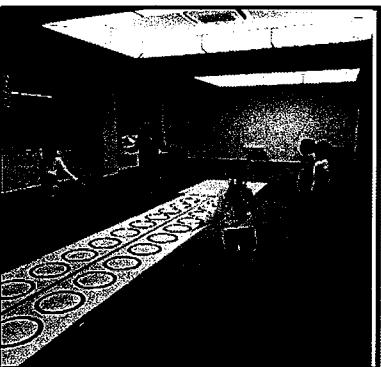
練習試合の様子

○スポーツ教室は、参加者のレベルに応じた指導を心がけ、特に体調管理などに気を配りながら実施します。



教室経過時間	指導・安全管理のポイント
開始10分前	参加者への挨拶、体調確認
開始	教室内容の説明、名簿確認、体調確認
教室中	参加者のレベルに合わせた指導・声かけなど
終了前	教室運動強度に応じたクールダウン
終了後①	参加者への声かけ、体調確認
終了後②	実施報告書の記載 (参加者数、運営ポイント、次週実施事項等)

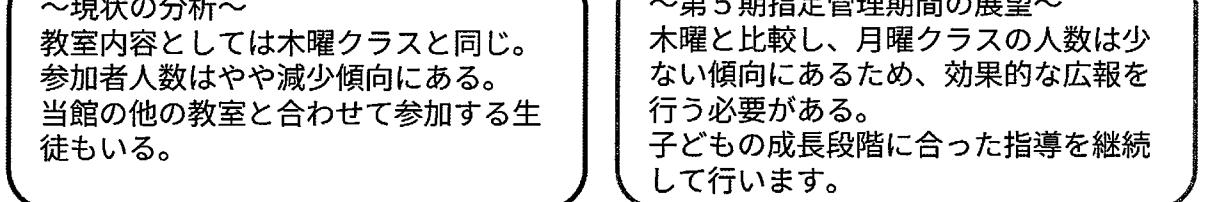
体操・体育(月曜クラス)



400	200		
391人	273人	353人	302人
R 1	R 2	R 3	R 4

【開催日】月曜日
【料金】月額3,560円
【対象・時間・(定員)】
低学年 16:50~17:50 (10名)
高学年 18:00~19:00 (10名)

基本的な移動運動、操作運動、平衡技能を楽しみながら自然と身につけていくことを目的とします。



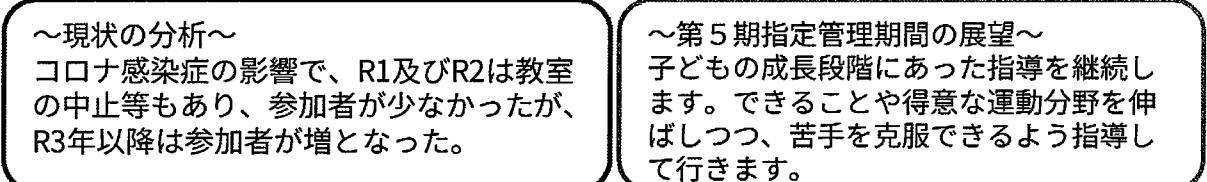
体操・体育(木曜クラス)



1000	500		
594人	578人	1,000人	877人
R 1	R 2	R 3	R 4

【開催日】木曜日
【料金】月額3,560円
【対象・時間・(定員)】
年長 15:40~16:40 (8名)
低学年 16:50~17:50 (10名)
高学年 18:00~19:00 (10名)

基本的な移動運動、操作運動、平衡技能を楽しみながら自然と身につけていくことを目的とします。



サッカー（月曜クラス）

期間	参加者数
R 1	757人
R 2	661人
R 3	944人
R 4	617人

【開催日】月曜日
【料金】月額3,560円
【対象・時間・（定員）】
 低学年 17:20～18:20 (18名)
 高学年 18:30～19:30 (18名)

ボールに慣れることを中心、サッカーの基本ルールと基礎技術を習得し、ゲームを交えながら楽しく上達することを目的とします。

～現状の分析～
 どの年度も参加人数が安定している。他のサッカーカラブに参加している生徒も多数みられる。技術やマナーの向上に力を入れている。

～第5期指定管理期間の展望～
 水曜クラスと比べた場合、定員に余裕がある。水曜クラス希望者に月曜クラスを勧めるなど人数の確保に努める。

サッカー（水曜クラス）

期間	参加者数
R 1	968人
R 2	1079人
R 3	1121人
R 4	918人

【開催日】水曜日
【料金】月額3,560円
【対象・時間・（料金）】
 低学年 16:50～17:50 (18名)
 高学年 18:00～19:00 (18名)

ボールに慣れることを中心、サッカーの基本ルールと基礎技術を習得し、ゲームを交えながら楽しく上達することを目的とします。

～現状の分析～
 米子産業体育館の中でもっとも参加人数が多い。個々のレベルに応じた指導や挨拶・礼儀など生活の基礎的なことを指導し、評判のクラスである。

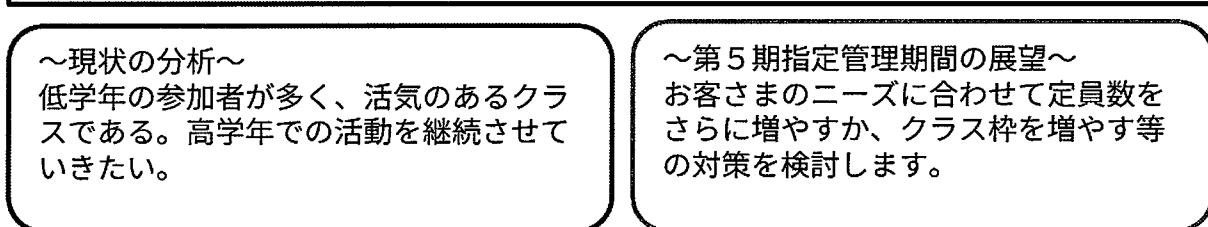
～第5期指定管理期間の展望～
 体育館スペースの問題もあり定員数の変更は難しいが、クラスを増やすなどの対応を検討します。

新体操

期間	参加者数
R 1	1000
R 2	400
R 3	918人
R 4	430人
R 5	767人
R 6	602人

【開催日】水曜日
【料金】月額3,560円
【対象・時間・(定員)】
低学年18:00~19:00 (15名)
高学年18:45~19:45 (15名)

リズム感を養い、新体操についての基本技術、柔軟性の習得とジュニア選手の育成を目的とします。

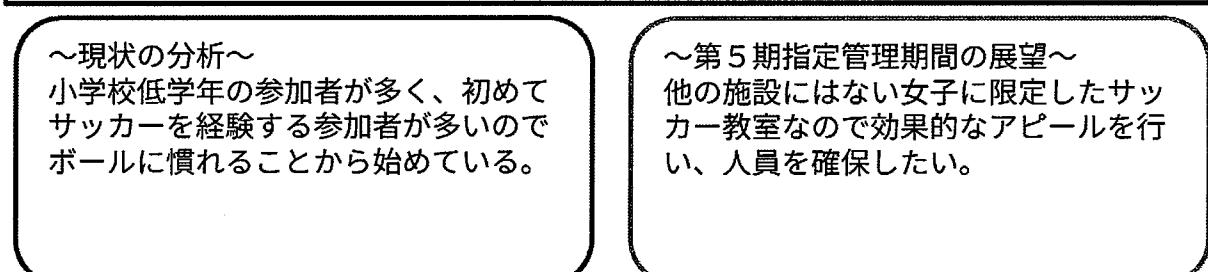


女子サッカー

期間	参加者数
R 1	300
R 2	150
R 3	241人
R 4	141人
R 5	194人
R 6	199人

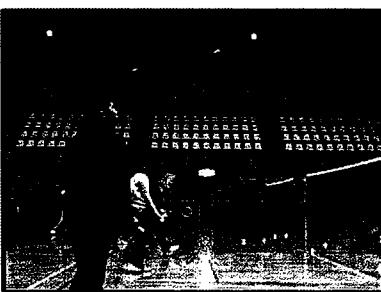
【開催日】木曜日
【料金】月額3,560円
【時間・(定員)】
16:50~17:50 (16名)

サッカーの基本ルールと基礎技術を習得し、ゲームを交えながら楽しく上達することを目的とします



成年期からの運動・スポーツ活動充実のための教室の実施

バドミントン



500	300		
446人	422人	448人	289人
R 1	R 2	R 3	R 4

【開催日】月・木曜日
【料金】10回 2,030円
【時間・(定員)】
 10:00~12:00 (16名)

初めての方でも楽しめるように基本の技術を習得し、ゲームを行うまでのコースです。

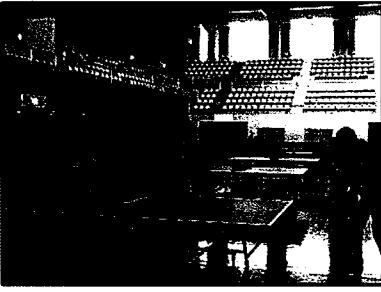
～現状の分析～

常連者が多く、アンケートによる評価も高い。
 年齢層も30代から70代と幅広く継続して参加される方が多い。

～第5期指定管理期間の展望～

初心者を対象とした教室であることから、バドミントンを経験したことのない方に興味をもってもらえるよう広報します。継続者はスキルアップし、毎年行う館長杯での勝利を目指します。

卓球



800	400		
466人	754人	806人	767人
R 1	R 2	R 3	R 4

【開催日】月・木曜日
【料金】10回 2,030円
【時間・(定員)】
 14:00~16:00 (18名)

ラケットになれるところから始め基本ショットを習得し、楽しくゲームができるまでのコースです。

～現状の分析～

募集案内や参加者の口コミなどにより参加人数が年々増加傾向にある。
 個人の体力レベルに合わせた運営が好評を得ている。

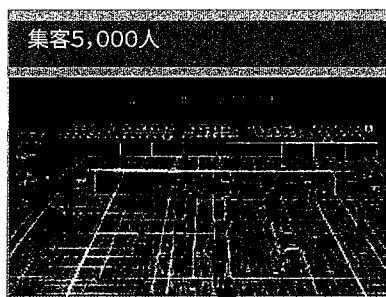
～第5期指定管理期間の展望～

初心者、経験者を問わず卓球を楽しめるよう環境つくりを行います。
 1人でも多く愛好者が増えるよう広報展開していきます。

② 全国大会等の誘致

「みる」スポーツ活動を県民に周知、推奨し、スポーツ活動への興味・関心や参加意欲を高めるため、本会65加盟競技団体との協力・連携し、バドミントンS/JリーグやバスケットボールBリーグなどトップレベルの試合を誘致します。

現指定管理中に開催した主なスポーツ大会	
全国大会	全国高等専門学校卓球大会
中国大会	中四国ブロックスポーツ祭典卓球大会 中国地区レディースバドミントン大会 中国中学校体操選手権大会 他4大会
県大会	鳥取県春季総合バドミントン選手権大会 鳥取県ジュニア体操選手権大会 全国卓球選手権大会鳥取県予選 他18大会
西部地区・米子市	米子室内テニス選手権大会 西部地区中学校新体操予選 西部社会人バドミントン大会 他大会多数
トップアスリート関連	バドミントンS/Jリーグ米子大会 WJBL(バスケットボール女子日本リーグ) Bリーグ(日本プロバスケットボールリーグ) Vリーグ(全日本バレーボールリーグ)



バレーボールVリーグ



バドミントンS/Jリーグ

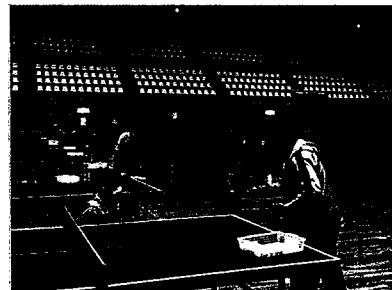


バスケットボールBリーグ

③ 誰でも安心して参加できるスポーツ教室及び活動支援

誰でも安心して参加できるスポーツ教室及び活動の支援

年齢や、障がいの有無に関係なく誰もが取り組みやすい
スポーツ・レクリエーションやニュースポーツなどの教室
を実施します。



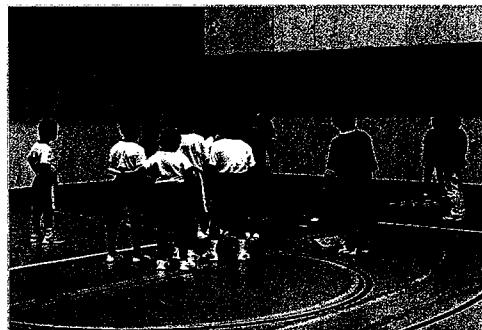
エンジョイ卓球教室

・鳥取県障がい者スポーツ協会との連携

- ・職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し、障がいを理解した指導者を確保します。
- ・障がい者スポーツの普及のために、鳥取県障がい者スポーツ協会・スペシャルオリンピックス日本鳥取設立準備委員会が主催する大会や講習会等に指導者を派遣します。



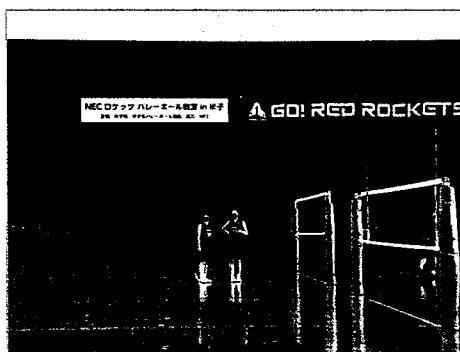
ふうせんバレー ボール大会に審判員を派遣



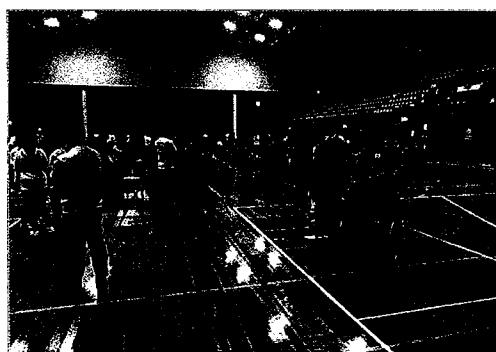
障がい者スポーツ協会と連携した教室の運営

④ トップアスリートの招へい

本県にトップアスリートを招へいし、演技会や指導を開催することにより、子どもたちがスポーツをはじめるきっかけをつくるなど本県のジュニア育成に取り組みます。



Nec ロケットバレー ボール大会の様子
令和4年8月



パラリンピアンとのボッチャ大会
令和4年11月

⑤ 競技団体が行う強化合宿等支援

公益財団法人とっとりコンベンションビューローの「合宿助成金制度」を利用することで、県内外の大学などの合宿誘致につなげます。

合宿の誘致にともなう経済効果により、地域経済の活性化にも協力します。





とっとりコンベンションビューロー合宿助成金チラシ



大阪教育大学強化合宿

⑥ 出張指導

地域のスポーツの普及・振興のため、要請等により指導員を学校や公民館などに派遣し、出張指導します。

⑦ 鳥取県や関係団体との連携

- 学校体育、スポーツ活動の充実について、体育館の予約状況に応じ、クラブ活動での減免適用を行います。

生涯スポーツの充実についてはスポーツ教室の実施、競技スポーツの総合的な向上については関係団体と連携し、スポーツ活動意欲の喚起を促し、全国や世界で活躍できる競技者を輩出できるよう育成に取り組みます。

各年の学生への施設料減免実績（スポーツ行事、部活等）

	減免件数（施設）	減免料金合計
令和元年度	1, 543 件	916, 080 円
令和2年度	2, 840 件	1, 295, 080 円
令和3年度	2, 117 件	994, 480 円
令和4年度	1, 253 件	916, 910 円

- 競技団体からの要請に応じ、有資格の職員をコーチ、監督として大会等に派遣します。

令和4年度 職員派遣実績

第57回鳥取県高等学校総合体育大会に職員を種目運営役員として派遣（水泳競技）

第73回中国五県対抗水泳競技大会に職員を種目役員として派遣

第22回全国障害者スポーツ大会に職員を役員として派遣（6日間）

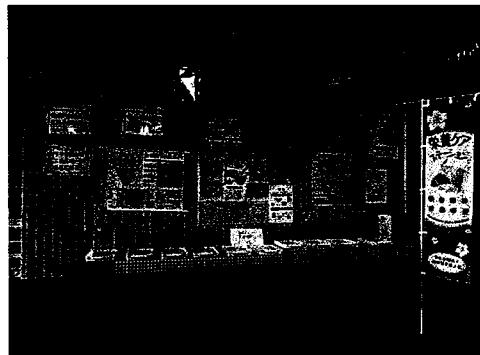
第23回鳥取県民レクリエーション祭水泳競技に職員を種目運営役員として派遣

令和4年度「水泳指導研修会」に職員を講師として派遣

- 生活習慣病対策分野における健康づくりの目標となる資料等の広報活動やアドバイスを行います。

- ・スポーツを実践する上で栄養の摂取は不可欠なもので
す。

米子産業体育館は、鳥取県栄養士会（スポーツ栄養）と連携し、相談窓口で受けた栄養に関する質問への回答はもとより、スポーツ栄養の情報を提供するとともに、スポーツ教室に取り入れ、お客様の健康増進を行います。



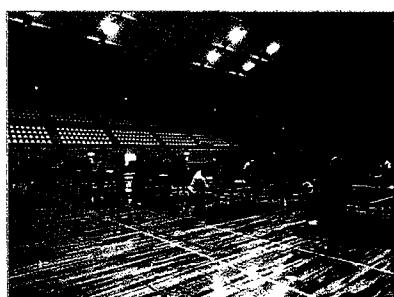
鳥取県栄養士会による食の応援

⑧ 地域や親子の交流促進

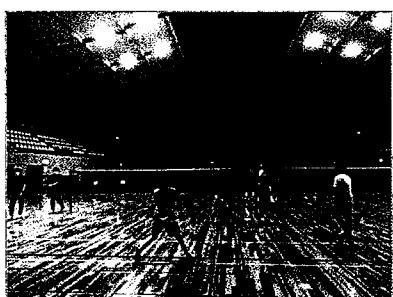
スポーツの普及に関する大会・イベントを実施し、親子や地域の交流の促進に取り組みま
す。

- ・館長杯スポーツ大会（バドミントン・卓球）

スポーツを始めたばかりの方から親子まで気軽に参加できる「きっかけ」づくりの大会と
して、館長杯スポーツ大会を開催し、親子や地域の交流に取り組みます。



卓球



バドミントン



バドミントン

- ・親子ふれあいレクリエーション大会

親子ふれあいレクリエーション大会は、親子の絆を深めながら、楽しめるレクリエーショ
ン大会を実施します。

鳥取県体育保健課の勧める遊びの王様ランキングのなかの遊びの種類から選択し、記録賞
についても申請していきます。



- ・県民が生涯にわたってスポーツに親しむために「支える（育てる）人」にも着目し、地域
人材を活かしたスポーツ教室にするために、スポーツボランティアとして活躍の場の提供
に取り組みます。



(3) 産業の振興及び事業

① 商工・関係団体との連携による産業振興の推進

鳥取県将来ビジョンにある県内の産業の活性化の取り組みや事業者の新たな市場の開拓に向けた取り組みの促進を図ります。

- ア 関係団体と適切な利用調整を行い、公共性を確保し展示会開催日程を確保
- イ ダイレクトメールでの連絡施設空き状況の連絡など積極的な展示会誘致活動
- ウ 展示会開催に向けた催事打ち合わせ調書を活用した打ち合わせ

第4期指定管理期間における営利目的利用（イベント・展示会等）誘致実績（代表例）

イベント名	開催期間	会場	来場者数
ヤマゼン 工作機械展示会	6日間	大・小体育館	3,000人
アメリカン・ポップ・アップ・ストア	3日間	大体育館	3,000人
さんれいフーズ展示会	2日間	大体育館	2,000人
ミヨシ産業春展	4日間	大・小体育館	3,000人
電器商業組合展示会	3日間	小体育館	1,500人
リンナイエコフェスタ	3日間	小体育館	2,000人
山陰酸素展示会	3日間	小体育館	2,000人
イワタニ産業展示会	3日間	小体育館	2,000人

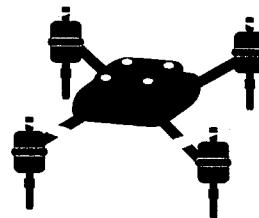


小会議室	日本食研・ヒューマンアカデミー・(株) 優和など多数
中会議室	ジャザサイズ・極真館・園山商事・住友不動産など多数

② 新たな産業振興に向けての取り組み

ア 産業用ドローン(小型無人機)の施設活用について研究します。

近年では建物等の点検にドローンが活用され、コストの削減や点検時の安全性の向上も見込まれることから、高所作業車が必要な屋根や外装の点検にドローンを活用し、早期に修繕や改修の把握ができるよう研究します。



また今後産業利用の拡大が見込まれることから、講習会や展示会場の提供の場として産業振興を目的にする施設利用について関係する法令や計画、環境整備等について研究します。

③ 地域振興会への協力

米子産業体育館は、ケヤキ通りの中心部に位置し、毎年、ケヤキ通り祭のメイン会場として定着、地域の活性化につながるなど、活動の拠点となっております。

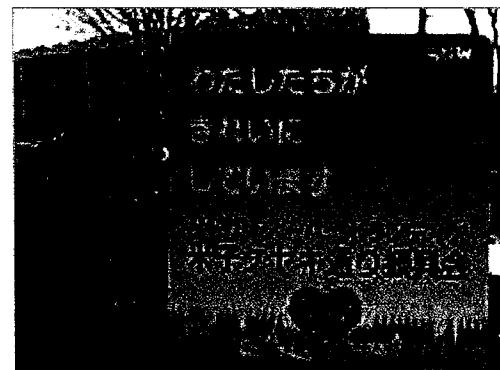
米子産業体育館は、米子ケヤキ通り振興会（注）と連携し、清掃活動を実施するなどして、親睦を図ることにより、この会の活動を応援していきます。

(注) ケヤキ通り振興会

ケヤキ通りをシンボルとし、美化活動、ウォーキング大会、お祭りの開催など、さまざまな地域づくり事業に取り組む地域を代表するまちづくりの団体です。



ケヤキ通りの様子



商工会と協力し、清掃活動を行います。

8 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例、平成29年9月1日施行）による基本的な考え方則り、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンに、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、県などが実施し推進するその施策に積極的に協力していきます。

(1) 障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための取組

障がい者が利用しやすい施設運営を実現するために、米子産業体育館ではさまざまな取組を行うことで、より利用しやすい施設にしていきます。

① 基本的な考え方

障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取組は、次に掲げる事項を基本とします。

● 基本的な考え方

- 1 すべての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。
- 2 障がいを理由とする差別の解消を図ること。
- 3 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより、障がい者情報アクセシビリティを保障すること。
- 4 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようすること。
- 5 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようすること。

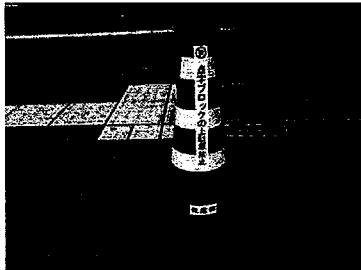
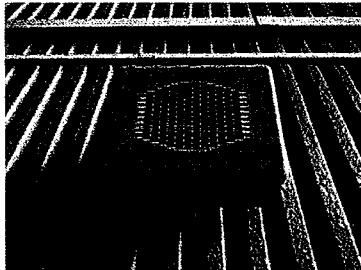
② 具体的な取組について

障がい者が利用しやすい施設運営を実現するために、米子産業体育館ではさまざまな取組を行うことで、より利用しやすい施設にしていきます。(再掲)

●障がい者に優しい施設づくりへの取組

① 「障碍者のための国際シンボルマーク」	⑧ 「オストメイトマーク」
② 「耳マーク」	⑨ 「ヘルプマーク」
③ 「ハート・プラスマーク」	⑩ 「サポートマーク」
④ 「ほじょ犬マーク」	⑪ 「あいサポート運動」
⑤ 「身体障がい者標識」	⑫ 「みんなの声かけ運動」
⑥ 「聴覚障がい者標識」	⑬ 「ハートフル駐車場」
⑦ 「盲人のための国際シンボルマーク」	⑭ 「鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証」



 <p>車いす等で利用するスロープやその出入りをする所には、通行を妨げるような物を置いたり自動車、自転車等を停めたりすることがないよう注意</p>	 <p>誘導点字ブロックについてもスロープと同様の配慮</p>	 <p>音声誘導装置が正常に作動することを定期的に点検</p>
--	--	--

<p>障がい者用駐車スペース (ハートフル駐車場)を確保</p>	<p>館内案内には、点字による 案内図も併記</p>	<p>「ピトグラム・UDフォント」 誰もが一目で施設や施設設備を理解できる絵文字など 使用</p>

<p>「車いすの設置」 必要な時にいつでもだれでも 使えるよう車いすを設置</p>	<p>「タブレット」 タブレットを使用した文字 や音声で分かりやすい対応</p>	<p>「受付でのユニバーサル対応」 いつでも・誰でも安心して利 用できるよう、受付にコミュ ケーション支援ボードを設置</p>

ア 障がいを知り、共に生きる社会の実現に向けた取組

まずは職員が障がいを知ることから始めます。障がい者との交流会や講習会などに積極的に参加、協力することを推進し、様々な障がいがあることを知ることによって、その手助けができるように努めます。

現指定管理期間にも「障がい者スポーツ指導員」の資格取得講習会、ふうせんバレー審判員などに職員を派遣しており、次期指定管理期間にも積極的な参加・協力を推進します。

イ あいサポート運動への積極的な取組

本会は、平成21年11月に鳥取県で始まった「あいサポート運動」を積極的に推進するため、平成22年6月8日に「あいサポート団体」として認定されています。

今後も職員に「あいサポートバッジ」の着用を義務づけ、障がいのある方に気軽に声をかけられる環境をつくるよう心がけていきます。

ウ 職員をあいサポートメッセンジャーとして登録

あいサポート運動の推進役となる「あいサポートメッセンジャー」の養成研修会に職員を派遣し、あいサポートメッセンジャーとして登録します。

米子産業体育館のあいサポートメッセンジャーを通じて、職場内におけるあいサポート研修などを充実させ、障がいへのさらなる理解、お互いの人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指します。

エ あいサポートー研修

外部へのあいサポートー研修への参加、あいサポートー研修に参加した職員を講師に職員研修を積極的に実施することにより、日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに、少しでも手助けができるように活動して行きます。

●あいサポートー宣言

- 1 わたしたちは、多様な障がいの特性を理解し、お互いが分かり合えるように努めます。
- 2 わたしたちは、日常生活で障がいのある方が困っている場面を見かけたら声をかけ、手助けを行います。
- 3 わたしたちは、あいサポートバッジを身につけ、気軽に声をかけやすい環境をつくります。
- 4 わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、共に生きるよろこびを伝えます。

オ 啓発用ちらしを館内掲示しての啓発活動

あいサポート運動の啓発用チラシを館内に掲示することにより、米子産業体育館をご利用いただくお客様にも広くあいサポート運動を知っていただくなど「あいサポート運動」の周知、啓発を行います。



あいサポート運動啓発チラシ

カ ヘルプマークの啓発

「あいサポート条例」のなかで、県民又は事業者は、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク（東京都が平成24年制度創設）」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な支援等を行うことが定められています。

米子産業体育館でも「ヘルプマーク」を見かけたら声掛けを行うなど、思いやりのある行動がすぐにとれるようになりますため、ポスター掲示などの啓発を行います。



ヘルプマークの啓発

キ 鳥取県手話言語条例への取組

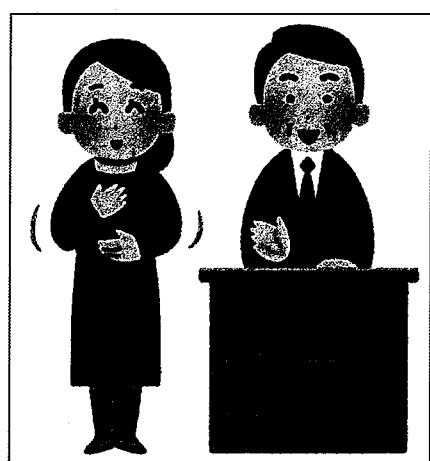
あいサポート運動発祥の地である鳥取県で、ろう者とろう者以外の者とが意思疎通を活発にすることがその出発点であり、手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、鳥取県手話言語条例（平成25年10月11日施行）が制定されました。

(ア) 手話を学ぶ機会の確保

積極的に手話を学ぶ機会を確保するため、あいサポート研修をはじめとした「あいサポート運動」を推進します。また、外部の手話研修への参加や内部での職員研修を行うことで、簡単な手話のあいさつなどができるようにしていきます。

(イ) 手話通訳者の活用の研究

手話通訳者を活用することで、米子産業体育館が次期指定管理期間に実施するイベントなどにろう者が参加しやすい環境を整え、ろう者とろう者以外の者が一緒に参加できる機会をつくれるよう研究します。



手話通訳者の活用研究

(ウ) スマートフォン・タブレットを活用した手話導入の研究

スマートフォンの音声認識機能やUDトークなどのアプリケーションを活用して、ろう者との意思疎通や手話会話が簡単に行えるよう研究します。また、職員研修などに利用することにより、簡単に手話研修ができるよう研究します。

ク 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達

障がい者就労施設からの物品購入を推進するため、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、現指定管理期間である令和元年から令和4年までの4年間に60万円を超える物品調達を行っています。次期指定管理期間にも引き続き障がい者就労施設からの物品調達を推進します。

現指定管理期間における障がい者就労施設からの物品購入実績

年度	発注先	購入物品	金額
令和元年度	米子ワークホーム	利用申込書（150冊）、減免申請書（50冊） 利用領収書（150冊）など	506,914円
令和2年度	米子ワークホーム	減免申請書（50冊）、利用領収書（150冊）	127,875円
令和3年度		新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用者 者が減少したため、在庫で対応した。	0円
令和4年度	米子ワークホーム	減免申請書（50冊）、利用領収書（100冊） 利用料減免申請書（50冊）など	135,949円

また、社会全体における若年労働力の大幅な減少が予想されることから、地域における安定的な労働力の確保のため、高齢者労働力の活用（高齢者の雇用機会の創出）を図りシルバー人材センター等からの役務の調達を行います。

●シルバー人材センター等に役務調達する場合の一例

- 1 駐車場などの屋外清掃
- 2 除草作業
- 3 チラシ配布
- 4 賞状、式次第書き（毛筆・硬筆筆耕）



除草作業の役務調達（イメージ）



毛筆筆耕の役務調達（イメージ）

ケ 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者又は高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るために、障がい者及び高齢者の直接雇用を推進します。

（ア）障がい者又は高齢者の直接雇用の推進

米子産業体育館では現在、11名の職員のうち65歳以上の高齢者を1名雇用していることから、次期指定管理期間にも引き続き施設の管理運営に従事することを希望する場合には、雇用を継続します。

また、該当の職員が雇用継続を希望しなかった場合には、障がい者や高齢者といった障がいの有無や年齢などにとらわれない雇用を行い、障がい者や高齢者の雇用確保に努めます。



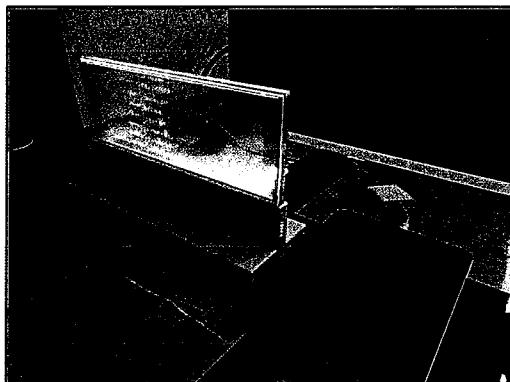
65歳以上職員の雇用



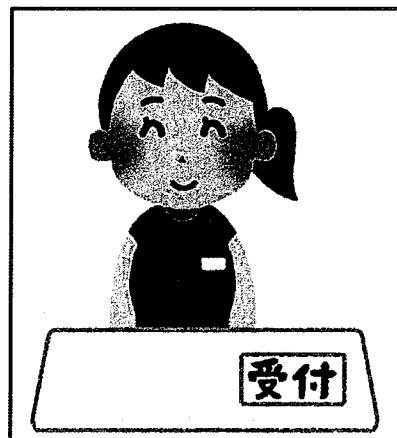
コ 障がい者にやさしい施設利用の推進

（ア）タブレット機器の導入

耳に障害がある方や聞こえにくい方、さらには文字が見えにくいお客様に対しタブレットでの情報交換を行い、ストレスのない受付での対応や利用しやすい環境を整えます。



タブレット(UDトーク)

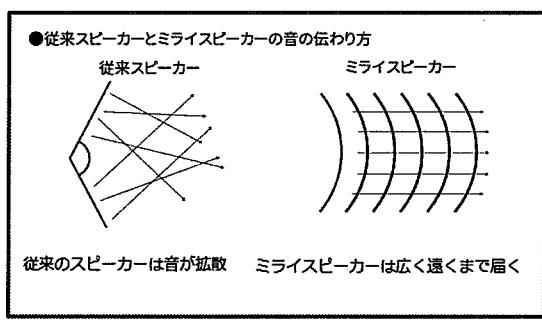


受付窓口での骨伝導集音器の利用



（イ）ミライスピーカー導入の検討(再掲)

ミライスピーカーは、従来のスピーカーに比べて音が広く遠くまで届くという特性をもっています。米子産業体育館で開催する講演会やイベント等で「音のバリアフリー」環境を実現し、お客様の聴こえをサポートできるように導入を研究します。



(ウ) 鳥取県の行う遠隔手話サービス導入と関係整備を関係機関と検討します。

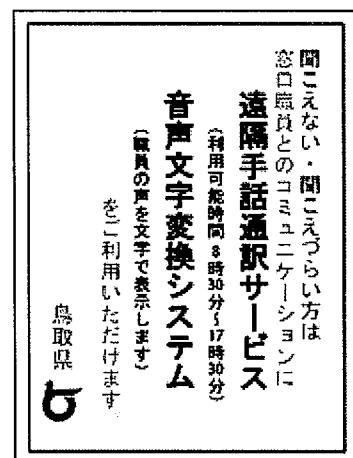
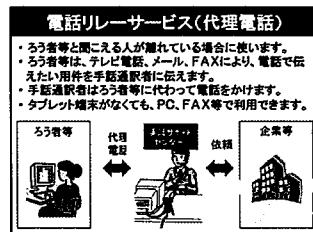
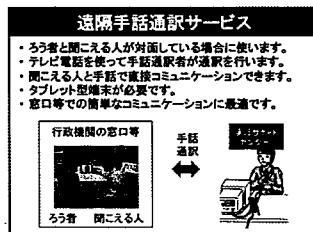
ICTを活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス

○遠隔手話通訳サービス(平成25年12月～)

- タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて手話通訳者が画面越しに通訳を行い、ろう者と聞こえる人のコミュニケーションを図る仕組みです。
- 短時間の用事や急に必要に迫られた場合など、手話通訳者の派遣を頼みにくい場面で便利に利用できます。

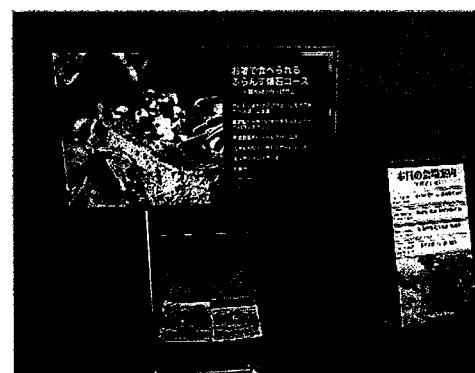
○電話リレーサービス(平成27年4月～)

- 手話通訳者がろう者等に代わって電話をかける仕組みです。



(エ) デジタルサイネージの導入(再掲)

障がい者等に配慮した火災時等の情報伝達を目的とする、デジタルサイネージを導入します。



(オ) 補助犬のサポート(再掲)

「補助犬は障がい者の身体の一部であり、それを拒むことは障がい者の社会生活を否定することにもなる」ということが、多くの人々の共通認識となるように努めます。身体障がい者補助犬法が社会に浸透していくように、啓発活動や募金活動に取り組みます。

(カ) ウェブアクセシビリティの確保

総務省から、バリアフリーなウェブコンテンツを作成する方法を提示し、障がいのある人がインターネットのウェブへ容易にアクセスできるようにすることを目的とした、ウェブアクセシビリティに関する指針が策定されています。

米子産業体育館では平成30年7月に、この指針に沿ってHPをリニューアルしました。



・本会ウェブアクセシビリティ方針

本会では、「年齢や障がいの有無を問わず、誰にとっても分かりやすく利用しやすいホームページの実現」を目指し、ホームページのアクセシビリティの向上に努めています。



平成28年3月22日に改正されたJIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」に基づき、アクセシビリティ方針を定めています。

●本会ウェブアクセシビリティの対象範囲

本会ホームページ及び管理施設ホームページ

鳥取県スポーツ協会ホームページ：<http://www.sports-tottori.com/>
 ヤマタスポーツパーク：<http://www.fuse-sportspark.com/>
 県立鳥取産業体育館・県営鳥取屋内プール：<http://t-santai.undo.jp/>
 県立倉吉体育文化会館：<http://kurabun.tottori-sf.net/>
 県立米子産業体育館：<http://y-santai.tottori-sf.net/>
 県立武道館：<http://www.budoukan.jp/>

・例外事項

以下の事項については対象範囲外とします。

●PDFファイル

可能な限り達成基準に配慮して作成しますが、現状ではすべてのPDFファイルへのウェブアクセシビリティへの対応は、情報量及び技術的な観点から困難なため、対象範囲に含めません。

●動画を掲載するページ

動画ファイルについては、可能な限りテキストでの代替情報を提供しますが、現状ではすべての動画ファイルへのウェブアクセシビリティ対応は困難なため、当該ページは対象範囲に含めません。

・目標及び達成する期限・適合レベル

本会ウェブアクセシビリティの目標及び達成する期限と適合レベルは次のとおりです。

①期限 2019年3月31日

②PDFファイル JISX8341-3:2016の適合レベルAAに準拠

「適合レベルAAに準拠する」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン」で定められた表記により、適合レベルAに準拠することに加え、適合レベルAAの達成基準を満たすことを意味します。

・追加する達成基準

レベル AAA の達成基準のうち、次の2つにも対応します。

2.1.3	キーボード（例外なし）の達成基準（コンテンツのすべての機能をキーボードで操作できるようにします）
2.3.2	3回のせん（閃）光の達成基準（1秒間に3回以上の頻度で点滅することがないようになります）

(2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組

本会は障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組により、障がいを持つ方が鳥取県スポーツ推進計画の特徴である「障がい等を問わず誰もが適性等に応じてスポーツに参画する」ことができるよう積極的に推進して行きます。

① 基本的考え方

障がい者スポーツの普及振興のための取組は、次に掲げる事項を基本とします。

● 基本的な考え方

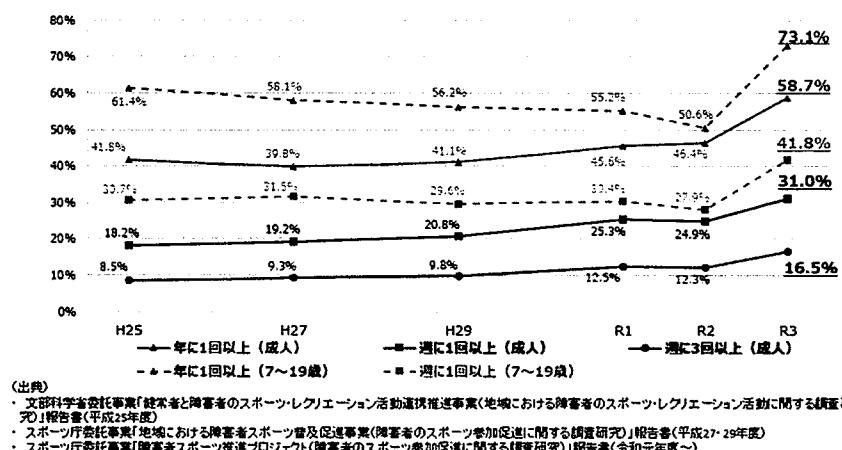
- 1 障がい児のスポーツ活動の推進
- 2 障がい者のスポーツ活動の推進
- 3 障がい者と障がいのない人が一緒に行うスポーツ活動の推進
- 4 障がい者スポーツに対する理解促進
- 5 障がい者スポーツの推進体制の整備等

② 障がいのある方のスポーツ実施率

◆参考2:障害者のスポーツ実施率の推移

障害者のスポーツ実施率の推移

・第2期スポーツ基本計画（平成29年3月）では、障害者の成人の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度、週3回以上を20%程度、7～19歳の週1回以上の実施率を50%程度とする目標を掲げている。
 ・令和3年度の成人の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%となり、令和2年度の24.9%からは6.1ポイント増。7～19歳では41.8%となり、令和2年度の27.9%から13.9ポイント増。



令和3年度障がい者のスポーツ実施状況調査の結果について（スポーツ庁 HP より抜粋）

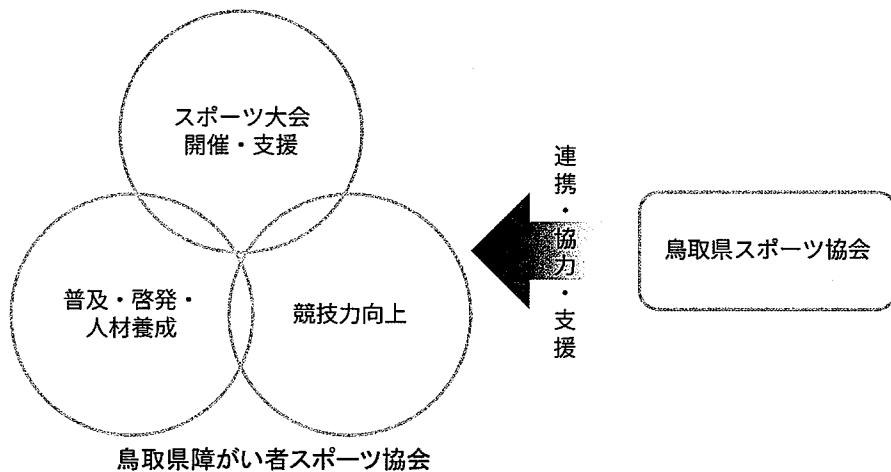
③ 具体的な取り組み

ア スポーツ教室の提供

障がい児が早い時期にスポーツを「知る」きっかけをつくるため、障がい児を対象としたスポーツ教室の開催を検討します。

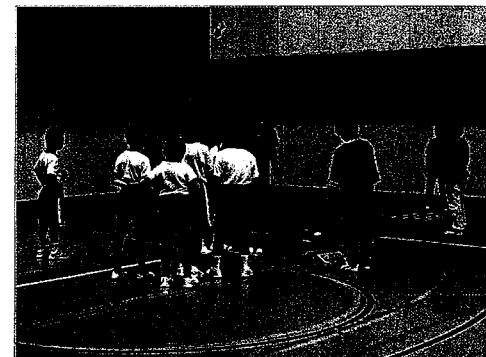
イ 鳥取県障がい者スポーツ協会との連携

鳥取県障がい者スポーツ協会の下記の取り組みの3本柱について、連携・協力・支援を行います。



(ア) 障がいを理解した指導員の確保

職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し、障がいを理解した指導者を確保するとともに、障がい者スポーツ指導員資格保有者に対する資質向上のための研修を行います。

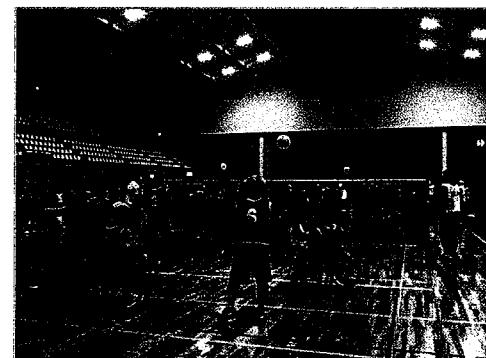


障がい者スポーツ協会と連携した教室の運営

(イ) 障がい者スポーツ大会などの誘致推進

障がい者スポーツ大会の開催は、障がい者のスポーツ参加の拡大、指導者やボランティアの養成・活用の上で重要な役割を担っています。

米子産業体育館でも開催可能な障がい者スポーツ大会などの誘致を積極的に推進します。鳥取県内の障がい者スポーツ競技団体等に働きかけ、各種の競技やニュースポーツの大会などの誘致を行います。



当館で開催された風船バレーボール大会に審判員を派遣

●鳥取県内の障がい者スポーツ団体（鳥取県障がい者スポーツ協会加盟団体を記載）

鳥取県車いすバスケットボール協会	鳥取県身体障害者アーチェリー協会	鳥取県障がい者卓球協会	鳥取県障がい者グランド・ゴルフ協会
鳥取県聴覚障害者バレーボールクラブ	鳥取県障がい者水泳協会	鳥取県障がい者フライングディスク協会	鳥取パラ陸上競技協会
鳥取県サウンドテーブルテニスクラブ	鳥取県障害者フットベースボール協会	鳥取県スポーツチャンバラ協会	鳥取県ふうせんバレーボール協会
鳥取県障がい者ボウリング協会	鳥取県障がい者ソフトボール協会	鳥取県精神障がい者バレーボール協会	鳥取県ソーシャルフットボール協会
鳥取県FIDバスケットボール連盟	鳥取県卓球バレー協会	鳥取県ボッチャ協会	鳥取県ブラインドマラソン協会白うさぎB&G
鳥取県車いすツインバスケットボール協会	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	鳥取県パラバドミントン協会	鳥取県ローイング協会
鳥取県立鳥取聾学校	鳥取県立倉吉養護学校	一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会	鳥取県立鳥取盲学校
鳥取県立白兎養護学校	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校	鳥取県立米子養護学校	鳥取県立皆生養護学校

工 競技用具の整備

障がい者と障がいのない人が一緒に使うスポーツ活動を推進するため、フライングディスク、卓球バレー、風船バレー、風船バレーボールなど、障がい者と障がいのない人が一緒になって行えるスポーツの競技用具を整備します。

オ 障がい者、要介護者等、特定医療費(指定難病)医療受給者の施設利用料の減免

障がい者のスポーツ参加を促進するため、施設利用料の減免を推進します。

(ア) 施設利用料の減免実績

令和元年度	740円
令和2年度	2,840円
令和3年度	650円
令和4年度	29,230円
計	33,460円

カ 障がい者スポーツに関する情報提供

館内に情報コーナーを作成し、障がい者スポーツ関連の情報誌等を設置することにより、米子産業体育館をご利用になるお客さまに広く障がい者スポーツへの理解とスポーツに気軽に参加できる環境づくりをしていきます。

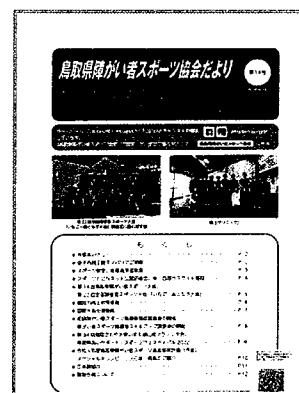


障がい者スポーツの情報誌

キ 障がい者スポーツの普及と啓発

障がい者スポーツの普及と啓発のため、鳥取県障がい者スポーツ協会等の障がい者スポーツ団体が開催する体験会やイベント等の啓発活動を積極的に行います

該当団体からのポスター掲示やチラシの配布協力などがあれば、館内に掲示するなどして、障がい者スポーツの普及に少しでも協力できる体制をとります。



障がい者スポーツ協会だより



NOVARIA だより

① 標準的な職員配置の考え方

- 施設管理者として原則的に館長を事務室に配置（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は連絡できる体制）
- 会計事務に精通した職員を事務室に常時配置
- 受付に常時1名を配置
- スポーツ指導ができる職員を配置
- 体育館冷暖房機運転時機械室に有資格者を配置
- 仕様書に従い、法令等により配置が義務づけられている技術者として、次の資格を有する者を1名以上配置

ア 防火管理者（常勤職員）

イ ボイラー技師（常勤職員）

ウ 危険物取扱者（常勤職員）

エ 電気主任技術者（常勤職員・委託可）

1日の勤務シフトの例

●勤務体制図（通常の1日体制図）（開館時間9:00～22:00）

… 休憩

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
館長																
次長																
スタッフ①																
スタッフ②																
体育指導員																
嘱託職員①																
嘱託職員②																
事務補助スタッフ																
夜間スタッフ①																
夜間スタッフ②																

1 週間の勤務ローテーション例

職名	月	火	水	木	金	土	日
館長	A	休	A	A	休	A	A
次長	休	A	A	A	C	休	A
スタッフ1	C	休	A	休	A	A	C
スタッフ2	A	C	休	A	休	A	A
体育指導員	B	C	休	B	A	C	休
嘱託職員	B	A	C	休	B	休	A
嘱託職員	C	休	A	A	C	休	A
事務補助スタッフ	●	休	休	休	休	休	休
夜間スタッフ	休	D	休	D	休	D	休
夜間スタッフ	D	休	D	休	D	休	D

A 8:30~17:15 B 10:30~19:15 C 13:30~22:15

● 8:30~12:30 D 17:15~22:15

(2) 嘱託職員及び非常勤職員の労働条件

労働条件は常勤嘱託職員就業規則及び非常勤嘱託職員就業規則に定めるところによります。

条件種別	常勤嘱託職員	非常勤嘱託職員
業務の内容	施設管理業務	受付、事務処理
契約期間	4月1日~翌年3月31日 契約の更新あり	4月1日~翌年3月31日 ※契約の更新あり
始業、終業時刻	8時30分~22時15分	8時30分~12時30分または 17時15分~22時15分
休憩時間	45分	無
時間外労働	有	無
変形労働時間制、交代制等の場合の勤務時間等	1週間あたり40時間以内の勤務で、早番、遅番の交代制勤務（土・日含む）	無
休日	4週間に亘り8日間、年末年始	無
年次有給休暇	年20日	規定による
その他の休暇	病気休暇・特別休暇（有給）・ 介護休暇（無給）	無
基本賃金	月額	時間給（880円）
退職金規定	有	無
社会保険の加入	有	無
雇用保険の適用	有	無
就業規則	有	有

(5) 人材育成

県民（お客さま）の皆様の信頼に応えるため、本会職員は、職場外研修・職場研修・自己啓発支援を実施し、県民サービスの向上に取り組んで行きます。

① 研修基本方針

県民のニーズに的確に応え、優れた施設サービスを提供して行くとともに、職員が、職務遂行を通じた達成感の高揚や自己実現を図るため、職員研修の目標を以下のように設定し、効果的な研修（職場外研修・職場研修・自己啓発支援）を実施して行きます。

そして、法令の遵守、服務規律の徹底などのコンプライアンス向上に向けた取組を継続するとともに、県民本位の姿勢で誠実に職務を遂行することにより、県民（お客さま）の皆様の信頼に応えていきます。

② 研修計画

すべての県民に平等、公平に気持ちよく施設を使用していただくため、本会事務局に研修担当者を配置し、鳥取県各部、県公社事業団主催の研修会等を積極的に活用し、階層別・職別研修を体系的に実施していきます。

また、各施設においてもさらに良質なサービスが提供でき、職員の資質向上となるよう、研修会や講習会に積極的に参加します。

ア OJT(職場内研修)

職場で上司などから実際の仕事を通じて計画的・意図的に実施される個別指導

イ OFF-JT(集合研修)

職場を離れて本会事務局等で開催され、知識や技能向上のために集中的に実施される研修

ウ SDS(自己啓発研修)

個人が必要とする知識や技能を自ら進んで学ぶシステム

OJT
(職場内研修)

OFF-JT
(集合研修)

SDS
(自己啓発研修)

【全職員研修】（5項目）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
接遇研修	・応接技術だけでなく、すべてのお客さまに対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
普通救命講習 (AED取扱含)	・応急手当、怪我等万一の事故への対応力の習得	職員 (応急手当指導員)	OJT OFF-JT
人権研修	・差別なき社会の構築のため、人権集会及び県の研修、地域の小座談会等への参加による人権意識の高揚	外部・内部	OFF-JT OJT
環境問題研修	・循環型社会の構築能力の習得	外部・内部	OFF-JT OJT
救急法・応急手当講習会	・万一の事故に備え、救急法の技術向上、知識の習得のための研修	職員 (応急手当指導員)	OFF-JT

【初、中堅スタッフ必須研修】（対象：スタッフ、体育指導員、嘱託職員）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
接遇研修	・応接技術だけでなく、すべてのお客さまに対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
規定・規則の理解	・体育協会規定、就業規則の理解	事務局	OFF-JT
基礎事務研修	・受付、予約システム、利用料の取扱の習得	職員	OJT
普通救命講習 (AED取扱含)	・応急手当、怪我等万一の事故への対応力の習得	職員（応急手当指導員）	OJT OFF-JT
防犯・危機管理研修	・消防計画の理解（実際の避難経路の確認、消防設備の理解） ・不審者対応	職員 外部	OJT OFF-JT
個人情報保護法に関する研修	・個人情報保護規定の理解	事務局	OFF-JT

【管理職研修】（対象：施設長、次長、スタッフ、体育指導員）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
法令遵守研修	・個人情報研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法規研修	事務局	OFF-JT
改正規程、規則の理解	・改正された本会諸規程、就業規則の理解	事務局	OFF-JT
メンタルヘルス対策研修	・安全配慮義務を理解と業務によるストレスの排除、対処方法の習得	外部	OFF-JT
リーダーシップ研修	・スタッフの魅力を最大限活用する研修 ・モチベーション維持のための研修	外部	OFF-JT

●年間研修計画一覧			
月	研修項目	研修対象	研修内容
4	規程・規則の理解	初、中堅スタッフ	・本会諸規定、就業規則の理解
	接遇研修	全職員	・応接技術だけでなく、すべてのお客さまに対する心のバリアフリーを習得
	経理研修	経理・福利厚生担当者	・体育施設共通の経理の習得研修 ・施設の特徴を踏まえた施設管理の習得
	衛生管理と機器メンテナンス	指導員	・日常清掃作業基準と実施方法
	基礎事務研修	初、中堅スタッフ	・受付、予約システム、利用料の取扱の習得
5	改正規程、規則の理解	管理職	・改正された本会諸規程、就業規則の理解
	普通救命講習(AED取扱含)	全職員	・応急手当、怪我等万一の対応力の習得
	社会保険実務研修	経理・福利厚生担当者	・給付内容の理解 ・手続き方法の習得
	安全監視研修	指導員	・事故を未然に防ぐ方法等 ・お客さまに対するアプローチ法
6	法令順守研修	管理職	・個人情報研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法規研修
	防犯・危機管理研修	初、中堅スタッフ	・消防計画の理解（実際の避難経路の確認、消防設備の理解） ・不審者対応
6 11	人権研修	全職員	・人権集会及び研修会、小座談会等への参加を通した人権意識の高揚
7	救急法・応急手当	全職員	・救急法の技術の向上、知識の習得
8	個人情報保護法に関する研修	初、中堅スタッフ	・個人情報保護規程理解
9	リーダーシップ研修	管理職	・スタッフの魅力の最大限の活用 ・モチベーションの維持
	蘇生法・救急法	指導員	・心肺蘇生法（AED取扱含） ・応急手当の知識・技術の習得
10	メンタルヘルス対策研修	管理職	・安全配慮義務の理解と業務によるストレスの排除及び対処法の習得
11	環境問題研修	全職員	・環境型社会の構築能力の習得
隨時	指導員資格取得支援	指導員	・日本体育協会公認スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格取得支援
【研修対象】			
初、中堅スタッフ…スタッフ、体育指導員、嘱託職員			
管理職…館長、次長、スタッフ、体育指導員			
経理・福利厚生担当者…担当者／指導員…体育指導員、スタッフ等			

10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

関係法令に係る監督行政機関から指導等があった場合には、業務の改善に取り組みます。

日付	関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況	対応状況
	特になし	特になし

●指定管理者が遵守すべき主な法律・条例・計画・マニュアル等

日本国憲法／消防法／電気事業法／水道法／建築基準法／鳥取県の将来ビジョン
建築物における衛生的環境の確保に関する法律／労働安全衛生法／健康保険法
育児・介護休業法／男女雇用機会均等法／雇用保険法／労働基準法／労働組合法
職業安定法／最低賃金法／労働者派遣法／暴力団排除条例／労働者災害補償保険法
浄化槽法／大気汚染防止法／水質汚濁防止法／厚生年金保険法
個人情報の保護に関する法律／障害者基本法／社会福祉法／鳥取県手話言語条例
スポーツ基本法／第2期スポーツ基本計画／鳥取県スポーツ推進計画
障害者差別解消法／環境基本法／エネルギーの使用の合理化に関する法律
地球温暖化対策の推進に関する法律／地方自治法／公共サービス基本法
「人権尊重の県」宣言／鳥取県人権尊重の社会づくり条例／鳥取県情報公開条例
県が管理する建物に関する防火規程／鳥取県福祉のまちづくり条例
子育て王国とっとり条例／鳥取県地球温暖化対策条例／鳥取県公害防止条例
鳥取青少年健全育成条例／鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例
鳥取県環境基本計画／鳥取県環境教育等行動計画／鳥取県分別収集促進計画
鳥取県男女共同参画計画／県犯罪のないまちづくり推進計画と指針
鳥取県教育振興基本計画／ようこそようこそ鳥取県運動取組指針
鳥取県経済再成長戦略／鳥取県地域産業活性化基本計画
鳥取県営体育施設の設置及び管理に関する条例／鳥取県行政手続条例
鳥取県地域防災計画／鳥取県国民保護計画／ようこそようこそ鳥取県観光条例
鳥取県公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例
地震等の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律／武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
米子市地域防災計画 等

(1) コンプライアンス方針・社会的責任への取組

① 社会的責任

激変する社会の中、鳥取県立施設の管理代行者として、法令遵守はもとより、運営に携わる職員一人ひとりが、課せられた職責を深く自覚し、高い倫理観に基づいた行動を取ることが求められています。

本会は、事業を行うに当たり、高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を、全うできるように取り組んで行きます。

② 法令遵守体制

ア 各種法律・条例を遵守します

指定管理者は行政の代行者としての自覚を持ち、条例・法律ほか、関連の法令を遵守します。

●各種法律・条例

日本国憲法	スポーツ基本法	地方自治法	労働基準法	消防法
労働安全衛生法	環境基本法	職業安定法	省エネ法	個人情報保護法
健康増進法	体育施設条例	など		

イ コンプライアンスに関わる姿勢の明確化

本会は鳥取県立施設の管理代行者として業務を行うに当たり、コンプライアンスに係る行動指針に基づいて、高い倫理意識を持ち、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいきます。

コンプライアンスに係る行動指針

- 1 わたしたちは法律や良識に反することは決して行いません
- 2 わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します
- 3 わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価を受けることのないよう正しい判断と節度ある行動につとめます
- 4 わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します

ウ適正な経理処理と監査体制の充実

(ア) 県会計規則に準じた取扱

本会は、経理業務に当たっては、県が定める会計規則などに準じ処理します。

(イ) 経理帳簿の整備及び運用

米子産業体育館に適した経理帳簿を整備し、適切な会計経理が行われるよう最善をつくし

ます。以下の5原則に基づき人的な不正が起こりえない管理体制を構築します。

帳簿整理の5原則

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 1 相互確認の原則 | 2 領収書授受の原則 | 3 ダブルチェックの原則 |
| 4 簿外現金禁止の原則 | 5 金銭在高確認の原則 | |

(ウ) 事務局による会計監査及び監事による監査の実施

不正経理を防ぐため、事務局による指定管理受託施設への会計監査及び監事による監査を行います。

監査では、棚卸の調査・固定資産の調査・適正な経理帳簿の運用を確認し、不正な経理処理が行われていないかチェックして行きます。

(エ) 未然防止・再発防止への取り組み

不祥事の未然防止のための対応策として、不正のトライアングル（米国の犯罪学者ドナルド・R・クレッサーの仮説）である「動機」「機会」「正当化」の発生を防止するための対応策を行います。また、不祥事が起きた場合には、PDCAサイクルを実践することで改善策を策定し、再発防止に取り組みます。

再発防止のための取り組み

- | |
|------------------------------------|
| 1 問題事象（不祥事）の原因分析 |
| 2 原因分析に基づく改善策の策定（Plan） |
| 3 改善策の実行（Do） |
| 4 改善策の進捗状況に関するモニタリング（Check） |
| 5 （改善策の進捗が不十分である場合）改善策の見直し（Action） |

不祥事防止策の例

1 本会内のルールの策定・周知、ルールの重要性の認識の徹底（「機会」及び「正当化」の防止）

2 不祥事がもたらす影響・処分等の周知（「正当化」の防止）

3 倫理研修の実施・充実（「正当化」の防止）

4 職員の業務状況の管理（過度なプレッシャーをかけない、プロセスを評価する等（「動機」の防止）

11 委託、工事請負の発注予定

委託、工事請負の発注に当たっては、県内業者等の健全な育成も考慮し、適正な競争性の確保に取り組んで行きます。なお暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者等については、排除します。

種別	内容	期間	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する理由
清掃	清掃業務	令和6年4月1日～令和9年3月31日	県内業者	指名競争入札	
機械設備	冷温水機保守点検業務	令和6年4月1日～令和9年3月31日	県外業者	指名競争入札	営業区域が鳥取県での契約権限が営業所（広島市）
機械設備	空調用自動制御機器保守点検業務	令和6年4月1日～令和9年3月31日	県外業者	指名競争入札	営業区域が鳥取県での契約権限が本社（松江市）
消防設備	消防設備保守点検業務	令和6年4月1日～令和9年3月31日	県内業者	指名競争入札	
警備	警備業務	令和6年4月1日～令和9年3月31日	県外業者	指名競争入札	営業区域が鳥取県での契約権限が本社（松江市）
エレベーター保守	エレベーター保守点検業務	令和6年4月1日～令和9年3月31日	県外業者	随意契約	営業区域が鳥取県での契約権限が支店（広島市）
自家用電気工作物	自家用電気工作物保安管理業務	令和6年4月1日～令和9年3月31日	県外業者	指名競争入札	営業区域が鳥取県での契約権限が本部（広島市）
自動扉(DC-4型)	自動扉保守点検業務	令和6年4月1日～令和9年3月31日	県内業者	随意契約	
自動扉(DSN-60N型)	自動扉保守点検業務	令和6年4月1日～令和9年3月31日	県外業者	随意契約	営業区域が鳥取県での契約権限が営業所（松江市）

12 法人等の社会的責任の遂行状況

本会は、社会に貢献することを理念に掲げ、地域に密着した貢献活動に取り組んで行きます。具体的には、①社会的貢献、②経済的貢献、③環境的貢献の3本柱を掲げ貢献活動に取り組んでいきます。

留意事項（募集要項記載）

指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

(1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり、
 法定雇用率を達成している。
 法定雇用率を達成していない。

令和5年3月31日までは法定雇用率を達成していたが、対象者が自己都合により急遽退職したため、募集を行ったが雇用に至らず、令和5年6月1日現在では法定雇用率を達成できなかった（-0.5人）。

現在、トライアル雇用を予定しているものがあり、順調にいけば正式雇用となる見込み。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
(認定書の写し添付)
 男女共同参画推進企業に認定されていない。

鳥取県男女共同参画推進企業認定証

セサのとお 公益財団法人鳥取県スポーツ協会

所在地 鳥取市東町一丁目220番地

上記企業は、鳥取県男女共同参画推進企業として認定します。

認定番号 第180号
認定日 平成27年3月26日
発行日 令和5年7月21日

鳥取県知事 平井 伸治



●現認定証の認定日

企業の名称 公益財団法人鳥取県スポーツ協会

認定日 平成27年3月26日

（初回認定日 平成20年7月26日）

発効日 令和5年7月21日



(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001又はTEASⅠ種規格又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。(登録証の写し添付)
- 認証登録されていない。

●現登録証の登録日

組織の名称 鳥取県立米子産業体育館

登録日 令和3年9月1日

(初回登録日 平成25年9月4日)

有効期限 令和6年9月3日

TEASⅡ種

鳥取県版環境管理システム



登録証

組織の名称	鳥取県立米子産業体育館
所在地	米子市東町一丁目27番1号
登録認証	鳥取県立米子産業体育館
活動分野	体育館の運営、運営

上記で実施されている環境管理システムは、審査結果、鳥取県版環境管理システムⅡ種規格に適合していることを証します。

登録番号 日・39・080-5 KES1-19-0027

登録日 令和3年9月1日 有効期限 令和6年9月3日

初回登録 平成25年9月4日

鳥取県知事 平井伸治

(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。(協定書の写し添付)
- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

家庭教育推進協力企業協定証

少子高齢化の進行等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、家庭や地域における教育力の向上と、子どもたちの健やかな成長を願い、家庭教育参加の促進に向けた職場環境づくりの推進に、ともに取り組んでいくことを協定します。

平成27年7月1日

鳥取市東町一丁目220番地

公益財團法人 鳥取県体育協会

会長 油野 利博

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会

教育長 山本 仁志

家庭教育推進協力企業協定証

少子高齢化の進行等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、家庭や地域における教育力の向上と、子どもたちの健やかな成長を願い、家庭教育参加の促進に向けた職場環境づくりの推進に、ともに取り組んでいくことを協定します。

平成27年7月15日

鳥取市東町一丁目220番地

公益財團法人 鳥取県スポーツ協会

会長 林 昭男

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会

教育長 足羽 英樹

●現認定証の記載日

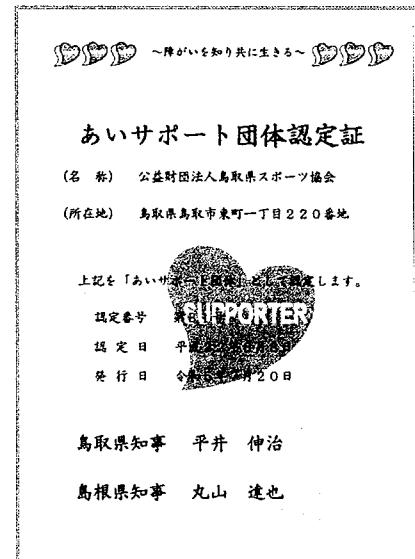
認定証記載日 平成27年7月1日

(5) あいサポート企業等の認定

- あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写し添付)
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。

●現認定証の認定日

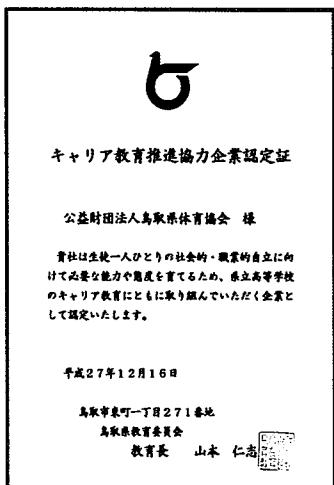
名称 公益財団法人鳥取県スポーツ協会
 認定番号 第31号
 認定日 平成22年6月8日
 発効日 令和5年7月20日



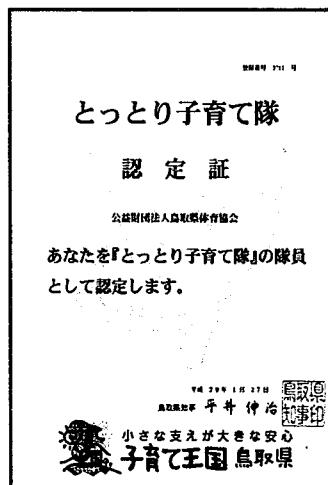
あいサポート団体認定証(鳥取県スポーツ協会)

(6) その他鳥取県施策等の認定

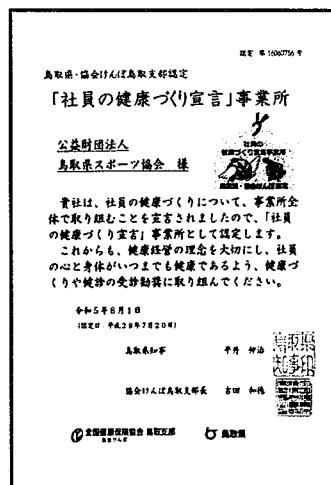
本会のその他の社会的責任遂行の取組として、鳥取県等への協力や支援を行うことで次の認定を受けています。



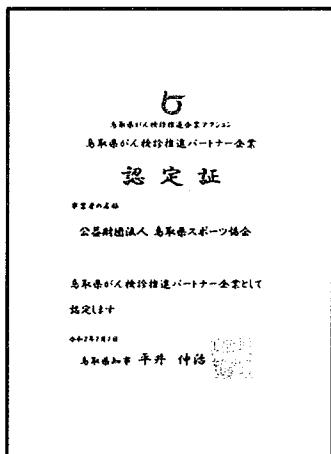
キャリア教育推進協力企業認定証
(平成27年12月16日認定)



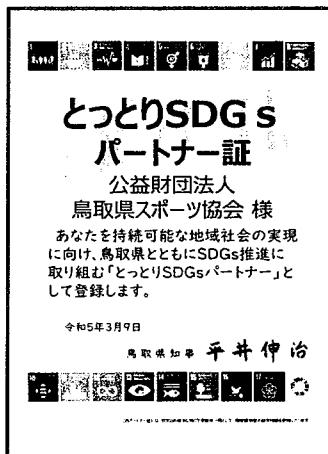
とっとり子育て隊認定証
(平成29年1月27日認定)



「社員の健康づくり宣言」事業所認定証(平成28年7月20日認定)

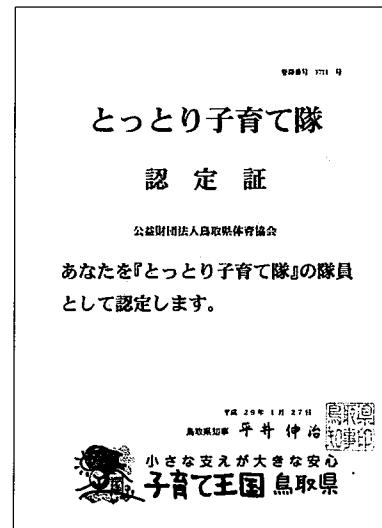


鳥取県がん検診推進パートナー企業認定(令和2年7月1日認定)

とっとり SDGsパートナー登録
(令和5年3月9日登録)感染症対策宣言店届出
(令和5年5月11日届出)

① とっとり子育て隊認定証

子どもを安心して産み育てられる社会を実現し、子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、地域みんなで子育てを支えあう「とっとり子育て隊」として、平成29年1月27日に認定され、子育て家庭にやさしい職場環境の整備をすることで、子育て中の人を応援しています。



13 その他

(1) 管理業務の移行計画

組織運営体制は現行体制で確保しているので、管理業務に当たっては、初心に帰り接遇等の研修を行い、職員の資質をさらに向上させ施設運営に臨みます。

(2) その他

① 指定期間3年間の事業展開

令和6年にパリオリンピック・パラリンピックが開催されるのを契機として、関連する国内外の合宿を積極的に誘致するとともに、ライフステージに応じた運動機会の提供をすすめます。

指定管理期間が令和6年から8年までの3年間であり、その間、米子市民体育館が閉館となることを踏まえ、この期間に県西部で開催予定の大会や催事等が滞りなく開催できるようにするとともに、米子新体育館への移行がスムーズに行われるよう米子市とも連携した運営を行います。

年度（西暦）	国等の大会・イベント等	米子産業体育館のイベント
令和6年度 (2024年)	2024パリ・オリンピック、パラ リンピック ねんりんピック開催	ねんりんピックイベント ダンススポーツ
令和7年度 (2025年)	全国高等学校総合体育大会	中国ブロック大会体操競技
令和8年度 (2026年)	全国中学校体育大会	全国中学校体育大会バドミントン競技

令和6年度～7年度

- 国内外からの合宿誘致
- 各競技団体と協力し生涯スポーツとしての練習環境づくり
- ライフステージに応じた運動プログラムの提供
- 子どもたちに夢や希望を与えるため、オリンピック選手などのトップアスリートを招へいしたイベントの実施
- 産業用ドローン講習会等の実施に向けての研究

令和8年度

- スポーツを中心とした地域との連携
- 米子新体育館の開館に向けたスムーズな移行ができる体制づくり
- 各競技団との連携強化

② 社会貢献について

本会は、社会に貢献することを理念のひとつにし、次のような地域振興、支援活動を行います。

活動内容	
■ 拡充 障がい者スポーツ団体をプロスポーツ大会に招待	■ 拡充 障がい者就労施設からの積極的な物品購入
■ 拡充 ケヤキ通り振興会と連携したボランティア清掃	■ 拡充 部活外部指導協力
■ 拡充 職員の地域ボランティア活動への積極的参加	■ 拡充 中学生・インターンシップ職場体験受け入れ
■ 拡充 小学生や地域住民の施設見学受け入れ	■ 拡充 古紙リサイクル提供
■ 拡充 ペットボトルキャップリサイクル提供	■ 拡充 近隣小中学校における学校行事時のバスの乗降場所としての活用
■ 拡充 スポーツ団体への協力	

- ・地元振興会と連携した地域貢献活動

地域貢献活動として、米子市一斉清掃などへの参加や、米子ケヤキ通り振興会の活動に参加し国道431号のケヤキ通りの清掃活動を行うなど、地域に貢献する活動を行います。



- ・地域の障がい者スポーツ団体発展への協力

米子産業体育館がウィークリースポンサーとなる島根スサノオマジックの試合に障がい者スポーツ団体選手を招待し、「見る」スポーツの提供を通じ、障がい者スポーツの発展へ協力します。



鳥取県ふうせんバレーボール協会
(鳥取県障がい者スポーツ協会加盟団体)
角代表へのチケット贈呈

③ 許可の手続き

指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されます。利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例に則った手続きを行います。

④ 交通法規遵守への取組について

鳥取県内の自家用車保有率は全国的に高く、車を運転する機会が多くありますが、公共施設を管理運営する一員として、「飲酒運転撲滅キャンペーン」を施設内でも展開し、事故撲滅に向けて取り組んで行きます。

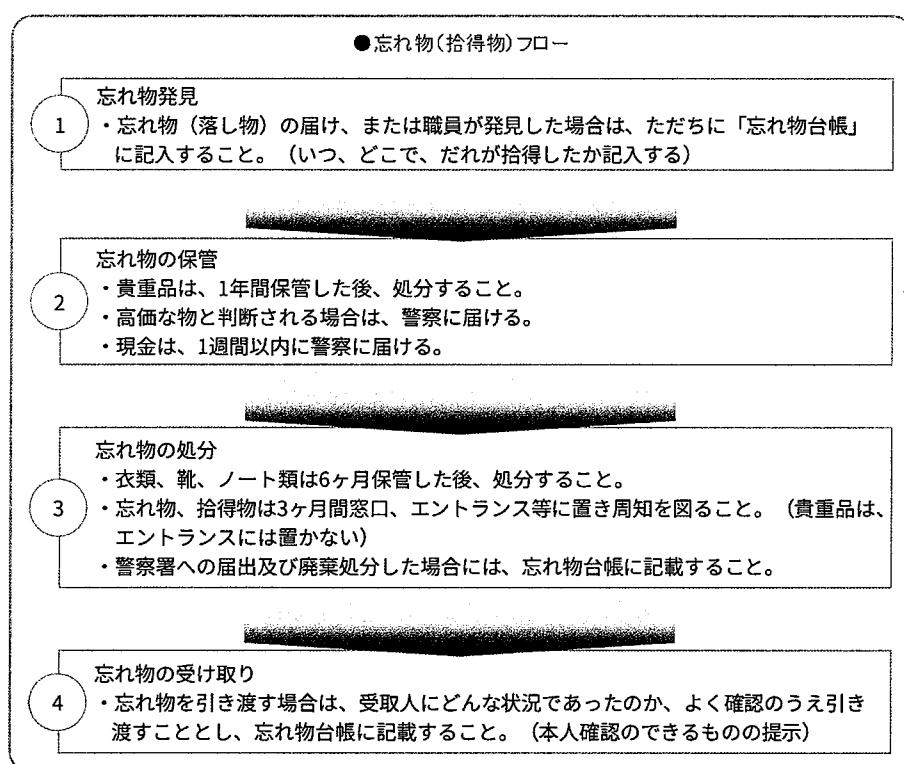
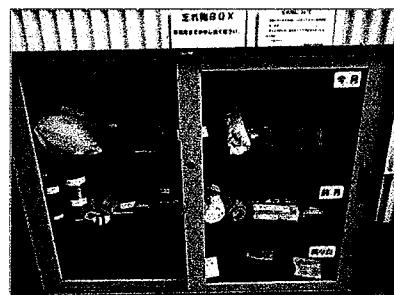
		交通事故を起こした職員に対する懲戒処分等の基準一覧												(公財) 鳥取県スポーツ協会																			
区分		死 亡						著しい後遺症を伴う傷害						その他の傷害						家屋その他、他人(法人を含む)の所有物に対する加害						自損行為等							
		免職	停職	減給	戒告	訓告	免職	停職	減給	戒告	訓告	免職	停職	減給	戒告	訓告	免職	停職	減給	戒告	訓告	免職	停職	減給	戒告	訓告	免職	停職	減給	戒告	訓告		
無免許運転	道交法(64条)	●					●					●				●						●											
ひき逃げ あて逃げ	(72条)	●					●					●				●						●											
酒酔(酒気帯び)運転	(65条)	●					●					●	●			●	●					●	●				●	●					
最高速度違反	(22条)	重過失	●				●					●				●		●	●			●	●			●	●	●	●	●			
踏切通過違反	(33条)	重過失	●	●			●	●				●				●	●	●	●			●	●			●	●	●	●	●			
信号違反	(7条)	重																															
追い越し違反	(28、29、30条)	過失	●	●				●	●							●	●	●	●			●	●										
歩行者保護義務違反	(38、38の2条)	過失	●	●				●	●													●	●										
通行区分違反	(17条)	失																															
徐行義務違反	(42条)																																
一時停止違反	(43条)																																
通行禁止・制限違反	(8条)	過																															
横断・転回・後退不適当	(25条の2)	失	●	●				●	●							●	●	●	●			●	●										
車間距離不保持	(26条)																							●	●								
右・左折違反	(34条)	失																															
安全運転義務違反・その他	(70条外)																																
(備考)	自損行為等には、事故を起こさない場合の酒気帯び運転・最高速度違反も含むものとする。																																

⑤ 「忘れ物マニュアル」により、忘れ物の保管・処理方法を徹底します。

忘れ物の保管・処理方法を徹底します。

- ・忘れ物は、台帳に記入し、適正に管理します。
- ・忘れ物ボックスの設置

ホールに施錠のできる忘れ物ボックスを設置し、いつでも
目で見て確認できるよう設置します。

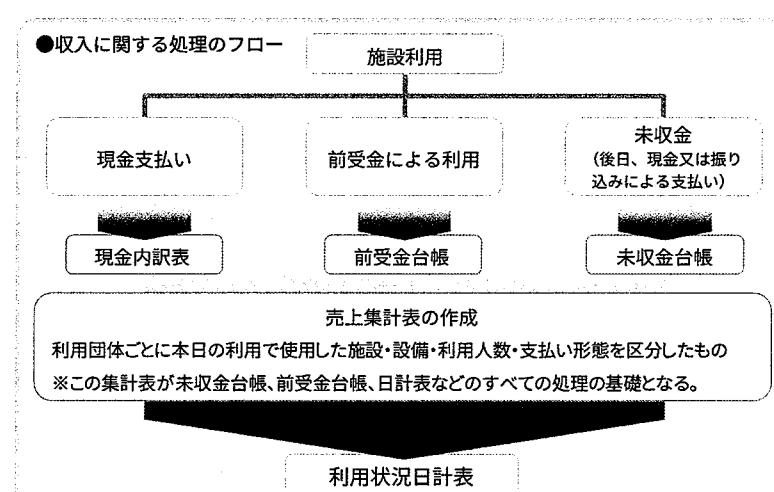


⑥ 適切な会計処理

公益財団法人に適用される公益法人会計規則により会計処理を行うとともに、監事2名による年2回の内部監査を行います。また、県監査委員の監査も受検します。

施設利用料の処理

施設利用料は右のフローによ
り処理を行います。



⑦ 館内の禁煙

鳥取県の禁煙施設認定制度に禁煙施設として認定されており、館内は禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置して受動喫煙の防止に努めています。(タバコの自販機は設置しておりません)



⑧ 健康づくり応援

スポーツを通じて県民が健康で豊かな生活ができるよう、ライフステージに応じた運動プログラムを提供し、県民の健康づくりを応援します。

- ・短期スポーツ教室（バドミントン・卓球）
- ・年間スポーツ教室（子ども運動・サッカー・女子サッカー・新体操）
- ・出張指導（ニュースポーツ・運動指導等）



八郷小への出張指導

⑨ 守秘義務の遵守

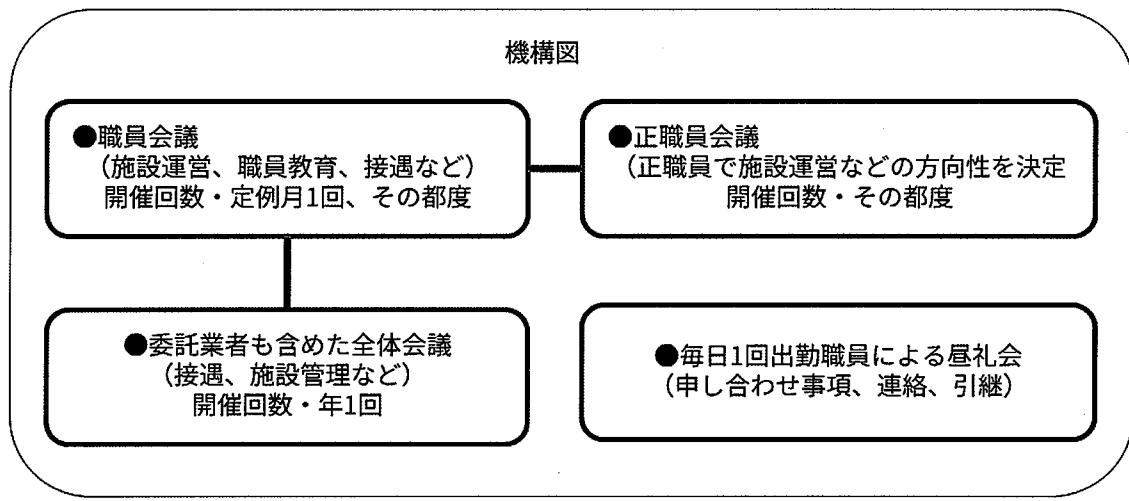
業務上知り得た秘密を第三者に漏らしません。

お客さま及び職員に関する個人情報、情報公開規程における非開示情報など、守秘義務があります。情報の漏えい等がないように、個人情報は鍵の掛かる場所で保管するなど、管理をします。

⑩ 内部会議による管理運営効率の向上

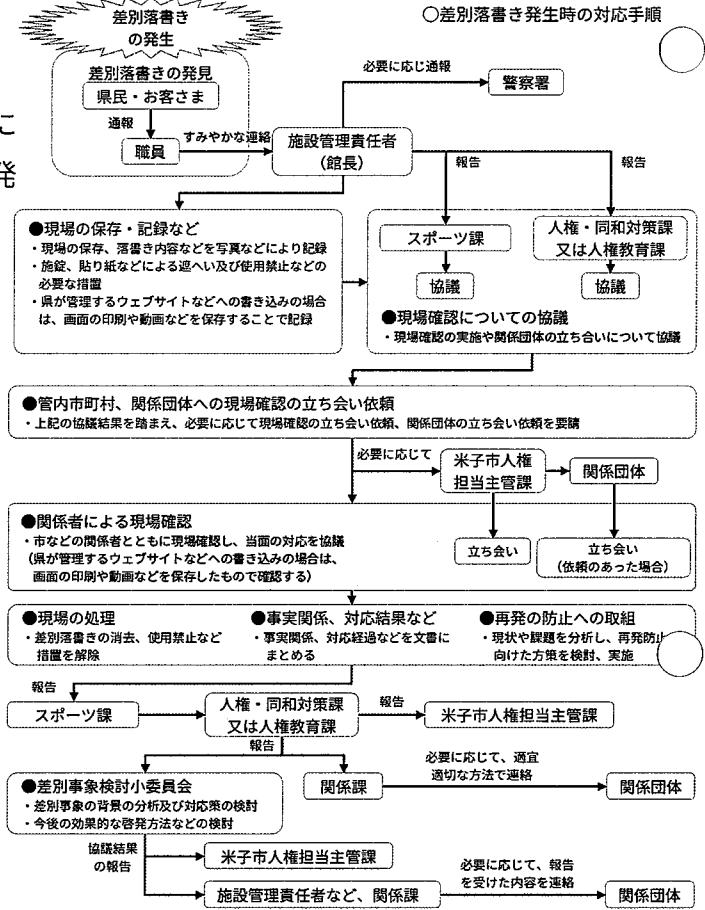
毎朝打合せ会を行い、連絡事項の徹底と職員の意思統一を図り、時差出勤の職員のために、日報などによる情報伝達での業務の引継及び確認を行います。さらに、内容に応じて各種の職員会議を実施します。





⑩ 人権に配慮した施設運営

職員研修の実施、啓発ステッカーの貼付による啓発活動、鳥取県が策定した「差別落書き未然防止指針」(平成27年3月改正)により対策を行います。万が一差別落書きが発生した場合には、「差別落書き対応要領」(平成27年3月改正)及び「差別落書き対応マニュアル」により措置します。



⑪ 実施状況の報告等

業務報告書（毎月翌月15日までに提出）、事業報告書（毎年度終了後30日以内に提出）、翌年度の事業計画書（毎年2月末までに提出）などの指定管理の実施状況報告を確実に行います。

毎月の利用者数や利用促進策の実施状況、収支状況などに関して、米子産業体育館自身による内部検査結果などをまとめて県に報告しています。

⑬ 保険への加入

さまざまな災害や事故が発生し、万が一お客様などにケガなどがあった場合の補償として、各種賠償保険に加入します。

スポーツファシリティーズ保険	●施設の設備や構造上の欠陥、管理不備による瑕疵（かし）によるお客様への身体的傷害や物損事故など。
スポーツレクリエーション保険	●自主事業、イベント開催時の事故、ケガなど。
スポーツ安全保険	●教室参加者及び指導者の事故やケガの発生した場合など。

(ア)「社会体育施設保険制度」(スポーツファシリティーズ保険)

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償などを行うため、「社会体育施設保険制度」(スポーツファシリティーズ保険)へ加入します。また、お客様の安全と安心を第一に考え、万一の場合にも円滑な補償を行うために、スポーツ教室では「スポーツ安全保険」の加入を推進し、イベント開催時には「レクリエーション保険」へ加入します。

●現行指定管理期間のスポーツファシリティーズ保険の加入内容

保険の種類	補償内容	補償額
スポーツファシリティーズ保険	施設賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ●対人賠償（免責金額なし） <ul style="list-style-type: none"> ・1名につき 1億円 ・1事故につき 3億円 ●対物賠償（免責金額なし） <ul style="list-style-type: none"> ・1事故につき 1億円 ●人格権侵害（免責金額なし） <ul style="list-style-type: none"> ・1名につき 50万円 ・1事故/保険期間中 1,000万円/1,000万円
	スポーツ障害補償保険	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者1名につき <ul style="list-style-type: none"> ・死亡・後遺障害 200万円 ・入院医療保障保険金日額 2,500円

(イ) 昇降機賠償責任

●対人（1名2,000万円、1事故1億円）

●対物500万円

被保険者が所有・使用・管理する体育施設のエレベーター、エスカレーターの設置、運行、管理の不備による事故に起因し、保険期間中に他人の身体・生命を害したり、他人の財物（昇降機の積載物を含む。）を損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

イ 行事(レクリエーション)参加者の障害危険補償特約付普通保険

自主事業のイベント等には、行事（レクリエーション）保険に加入し備えます。

行事(レクリエーション)参加者の障害危険補償特約付普通傷害保険(令和4年度加入実績)

保険の種類

死亡保険金

後遺障害保険金

入院保険金

手術保険金

通院保険金

保険金額

死亡保険金最大 500 万円

後遺障害保険金最大 500 万円

入院保険金最大日額 5,000 円

手術保険金最大 50,000 円

通院保険金最大日額 3,000 円

ウ スポーツ安全保険の提供

主に米子産業体育館のスポーツ教室に参加されるお客さま、ご利用いただいている団体のお客さま、その他に地域でスポーツ活動を行っている方に、公益財団法人スポーツ安全協会で取り扱っているスポーツ安全保険の加入を促進し、制度の PR や加入手続きのお世話をします。

（掛金は令和5年4月現在）（当館スポーツ教室加入区分例）

加入対象者	補償対象となる団体活動等	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
子ども 中学生以下 (特別支援学校高等部の生徒を含む)	スポーツ活動	A1	800円
大人（高校生以上）	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	C 64歳以下	1,850円
		B 65歳以上	1,200円

⑯ 管理運営の効果的な実施

CAPD マネジメントサイクルにより、各種管理を効率的に行い、よりよい県民サービスをご提供できるようにします。

C (Check) …点検・評価

- お客様の要望、要求を把握し、それらをもとに評価をおこないます。
- 評価委員会(地域・お客様代表、施設長)を設置し、運営に関する外部の意見をいただきます。
- みんなの声(意見箱設置・お客様アンケート)やお客様からの要望を分析します。
- 職員自ら施設を利用するなど、お客様の立場に立った視点を持ちます。

A (Action) …処置・改善

[要望、要求に対する実現策]

- 寄せられた意見、要望(ハード面およびソフト面)については、隨時取り上げ、その実現策についてすみやかに検討します。
- 評価委員会の意見や指摘を受けて管理運営に反映させます。
- 施設の大規模改修や制度上の問題等で直ちに処理できない案件については、鳥取県地域振興部スポーツ課などの関係部門と協議のうえ対応します。

D (Do) …計画の実施・実行

- お客様へのサービスの向上策をおこないます。
- 緊急時の体制および対策並びに防災体制を徹底します。
- 苦情などの未然防止と対処方法を徹底します。
- 関係団体と連携し、大会やイベントを開催します。
- お客様の要望を踏まえたスポーツ教室を開催します。
- 無駄を省きコストの削減につとめます。

P (Plan) …計画・管理運営の基本方針

- 多くの方に利用され、お客様満足度が最大となる公共施設を目指します。
- 社会の変化に対応した管理運営を目指します。
- 県内の地域スポーツ、文化振興の要となる施設を目指します。
- 効率的な管理運営を目指します。

⑰ 地産地消型の施設運営

県内需要の拡大、県内業者の活用が求められるなかで、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注を推進します。

●地産地消の実施例

1

消耗品、修繕などの調達に関しては、コスト意識を念頭に置いたうえで県内業者を積極的に利用

2

外部委託など役務の提供を受ける業者選定は、鳥取県の登録業者から選定

3

「鳥取県グリーン購入基本方針」にそって、物品等の調達に当たっては、環境に配慮した商品を優先的に購入

(16) 職員駐車場の使用料

指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があるとされています。

米子産業体育館職員が通勤のために車を要する場合は、鳥取県と駐車場借用契約し、施設駐車場に駐車します

(17) 備品の管理

仕様書に従い、

- (ア) 施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行います。
- (イ) 県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還します。
- (ウ) (イ) により備品の数量等に異動があった場合及び県から新たに備品を貸与された場合は、県が提示した備品台帳により整理します。
- (エ) 県から貸与された備品及び県が委託料による購入を指示した備品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は指定管理者の所有に帰属するものとします。

(18) リース契約

指定管理期間中に新たに締結するリース契約の期間は、指定管理期間を超える契約は行いません。

(19) 関係書類の整備

委託業務の実施に当たっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、指定期間終了後5年間保管します。

(20) インボイス制度について

インボイス制度は商品やサービスの取引における請求書の送付と支払いの手続きを規定し、取引の透明性と効率性を向上させるための仕組みです。

本会は、適格請求書発行事業者として登録し、透明性と正確性を重視し、インボイス制度に基づいた会計を適正に実施します。